

令和4年1月26日

参議院法務委員会調査室

令和4年度予算案関係資料要求（裁判所関係）

令和4年度裁判所関係予算の委嘱審査のための資料として、以下の各項目につき、資料を作成して提出してください。

提出期限 令和4年2月28日（月）正午

形式及び部数 A4判 11部

※109「参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和4年1月調査）」はワードデータで、担当者石塚（[REDACTED]）及び高橋（[REDACTED]）へ、メールにて御送付願います。

- 下線部分は新規項目です。
- 速報値でも要求年度より新しい年度の数値があれば記載してください。
- 要求項目について、統計を取っていない等の場合はその旨記載してください。

令和4年度予算案関係資料要求項目（裁判所関係）

（年度の指定のないものは、令和3年度分である。）

〈全体〉

- 1 裁判所職員の定員に関する根拠法令
- 2 裁判所職員定員法改正に必要な経費（区分別の員数・人件費・物件費）（令和4年度案）
 - ・増額分については、平年度化して計算した場合の額も分かるよう記載してください。
- 3 下級裁判所の裁判官の官職別定員・現在員等内訳（平成24年度～令和3年度）
- 4 裁判所職員の官職別定員・現在員等内訳（平成24年度～令和3年度）
 - ・昨年同様、「その他」に該当する職員の具体的な内訳も記載してください。

〈裁判官〉

- 5 令和3年司法修習終了者進路区分（男女別）
 - ・進路の区分は、「判事補」「簡裁判事」「検察官」「弁護士」「その他」とし、「弁護士」と「その他」は区別してください。
- 6 令和3年司法修習終了者の裁判官志望者数（司法修習生採用時・判事補志望締切時）、裁判官任官者数、裁判官任官者の年齢（最年少・最年長・平均年齢）
 - ・採用時、締切時については、年月日を明らかにしてください。
 - ・裁判官任官者数については、判事補、簡裁判事の内訳も分かるようにしてください。
- 7 司法修習生考試に関する資料（修習期、応試者数、合格者数、不合格者数及び不合格率、修習終了者数、平成24年度～令和3年度（平成24年度については新旧期別））
- 8 司法修習資金（及び平成29年度から実施の修習専念資金）の貸与申請者数、貸与金額別内数及び貸与率（平成24年度～令和3年度）
- 9 司法修習生の兼業許可に関する資料（平成25年以降の期別ごとの申請者数と結果の内訳）
- 10 裁判官と検察官の人事交流（平成24年度～令和3年度）
 - ・訟務検事内数、検察庁における捜査公判担当検事内数、行政省庁別内数も記載してください。

- 11 弁護士任官制度による弁護士から裁判官への任官者数（官職別）及び任官時配属先（平成 24 年度～令和 3 年度）
・民事調停官、家事調停官から常勤裁判官への任官者（官職別）の内数も分かるようにしてください。
- 12 簡易裁判所判事の任命状況、経歴内訳
- 13 地裁判事・判事補で簡裁判事、家裁判事・判事補を兼ねている者の数（令和 3 年 12 月 1 日現在）
・簡裁判事、家裁判事・判事補について、それぞれ分かるようにしてください。
- 14 特例判事補の人数（平成 24 年度～令和 3 年度）
- 15 司法修習終了年・期別の判事補現員数及び特例判事補の数（令和 3 年 12 月 1 日現在）
- 16 裁判官の号別在職状況（令和 3 年 12 月 1 日現在）
- 17 裁判官の年齢階層別（60 歳以上、50～59 歳、40～49 歳、30～39 歳、29 歳以下）・男女別在職状況（平成 24 年度～令和 3 年度）
- 18 裁判実務に携わっていない裁判官数（令和 3 年 12 月 1 日現在）
- 19 行政機関等への出向裁判官数（機関別、出向先官職名、令和 3 年 12 月 1 日現在）
- 20 行政機関等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職及び数（令和 3 年 12 月 1 日現在）
- 21 裁判官の外部研修の概要
- 22 判事補の弁護士職務経験制度による弁護士職務従事者数（平成 24 年度以降、従事期間別、裁判官への復帰状況別）
- 23 裁判官の育児休業・介護休暇・配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率（男女別、平成 23 年度～令和 2 年度）
- 24 裁判官の育児休業期間（男女別、平成 23 年度～令和 2 年度）
- 25 裁判官の配偶者出産休暇・育児参加休暇取得者数及び取得率（平成 23 年度～令和 2 年度）
- 26 裁判官の退職者数（退官理由別、平成 24 年度～令和 3 年度。見込みを含む。）
- 27 裁判官分限事件数（平成 24 年度～令和 3 年度）
・確定しているものについては、その結果も記載してください。

- 28 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果
- 29 最高裁判所調査官の数（平成 24 年度～令和 3 年度）
- 30 法科大学院に教員派遣した裁判官数
- 31 判事、判事補が常駐していない全国地家裁支部一覧

〈裁判官以外の裁判所職員〉

- 32 裁判官以外の職員の官職別年齢階層・男女別人員
 - ・秘書官、書記官、家裁調査官（補）、事務官、速記官、その他、行（二）職員の内訳と合計を記載してください。
- 33 定員削減計画への協力による減員数（平成 24 年度～令和 4 年度案）
- 34 裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所生の数（男女別）
 - ・事務官、速記官からの移行内数についても記載してください。
- 35 裁判所職員総合研修所家庭裁判所調査官養成課程入所生の数（男女別）
- 36 他省庁等から裁判所への出向者数、裁判所から他省庁等への出向者数（機関別）
- 37 裁判官以外の職員の育児休業・介護休暇・配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率（男女別、平成 28 年度～令和 2 年度）
- 38 裁判官以外の職員の退職者数（退職理由別、平成 24 年度～令和 3 年度、見込みを含む。）
- 39 裁判官以外の職員の臨時の任用者数・再任用者数（平成 24 年度～令和 3 年度）
- 40 執行官の数及び執行官法第 8 条による手数料収入額（所属庁別、平成 24 年度～令和 3 年度）
- 41 民事調停官及び家事調停官の数（所属庁別、男女別）

〈速記官〉

- 42 速記官の庁別の配置状況
- 43 速記官から書記官その他の裁判所職員への転官数の推移及び内訳（平成 10 年度以降）
 - ・試験による転官、研修転官の別も記載してください。
- 44 速記官の退職者数（平成 24 年度～令和 3 年度。見込みを含む。）

- 45 証人等証拠調べの数と録音反訳にされた件数、録音反訳率（民事・刑事別、平成 24 年度～令和 3 年度）
- 46 録音反訳委託費予算の推移（平成 24 年度以降）
- 47 録音反訳方式により反訳を行う場合の反訳料金、反訳にかかる時間
- 48 法廷で使用されているコンピュータ内蔵の速記タイプの使用届出数

〈事件の概況〉

- 49 民事・刑事・行政訴訟事件別平均審理期間（審級別、平成 24 年～令和 3 年）
- 50 人証調べのある民事第一審訴訟事件の平均審理期間（対席判決、和解事件別、平成 24 年～令和 3 年）
- 51 家事事件及び人事訴訟事件の平均審理期間（全審判、別表第一（甲類）審判、別表第二（乙類）審判、全調停、人事訴訟事件別、平成 24 年～令和 3 年）
- 52 少年保護事件の平均審理期間（一般、道路交通別、平成 24 年～令和 3 年）
- 53 医事関係事件の平均審理期間（審級別、平成 24 年～令和 3 年）
- 54 建築関係事件の平均審理期間（審級別、平成 24 年～令和 3 年）
- 55 知的財産権関係民事訴訟事件の平均審理期間（審級別、平成 24 年～令和 3 年）
- 56 労働事件の平均審理期間（訴訟につき審級別、訴訟と労働審判別、平成 24 年～令和 3 年）
- 57 交通関係訴訟事件の平均審理期間（審級別、平成 24 年～令和 3 年）
- 58 少額訴訟事件の平均審理期間（平成 24 年～令和 3 年）
- 59 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の返還申立事件の平均審理期間（平成 26 年～令和 3 年）
- 60 民事訴訟法 82 条及び非訴事件手続法 29 条に基づく訴訟救助申立件数（審級別）
- 61 民事通常訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審級別、終局区分別、平成 24 年～令和 3 年）
- 62 専門訴訟事件等新受、既済及び未済件数（行政訴訟（第一審）・労働関係民事訴訟（第一審）・知的財産権関係民事訴訟（第一審）・労働審判・医事関係訴訟（第一審）・建築

- 関係訴訟（第一審）・交通関係訴訟（第一審）別、平成 24 年～令和 3 年）（地裁）
- 63 民事訴訟事件中の本人訴訟の件数及び割合（地裁・簡裁判別）
- 64 刑事通常訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審級別、平成 24 年～令和 3 年）
- 65 刑事通常第一審における裁判員裁判対象事件の新受人員（地裁）（平成 24 年～令和 3 年）
- 66 家事事件・人事訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審判、調停、人事訴訟、その他別、平成 24 年～令和 3 年）
- 67 少年保護事件の新受、既済及び未済件数（一般保護事件、道路交通保護事件、準少年保護事件別、平成 24 年～令和 3 年）
- 68 成年後見関係事件の新受、既済及び未済件数（後見開始等、保佐開始等、補助開始等、後見等監督処分、後見人等の報酬及び任意後見契約法律関係事件別、平成 24 年～令和 3 年）
- 69 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の返還申立事件及び面会交流の調停等申立事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 26 年～令和 3 年）
- 70 特別養子縁組の成立及び養子縁組許可の各審判事件の既済件数（終局区分別、養親となる者と養子となる者との関係別、平成 24 年～令和 3 年）
- 71 少額訴訟事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 24 年～令和 3 年）
- 72 民事一般調停事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 24 年～令和 3 年）
- 73 特定調停事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 24 年～令和 3 年）
- 74 破産事件新受件数（総数、申立人（自然人・法人等）別の自己破産件数）、既済及び未済件数（終局区分別、平成 24 年～令和 3 年）
- 75 免責事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 24 年～令和 3 年）
- 76 民事再生事件の新受、既済及び未済件数（平成 24 年～令和 3 年、①小規模個人再生、②給与所得者等再生、③住宅資金特別条項事件別）
- 77 特別清算事件の新受、既済及び未済件数（平成 24 年～令和 3 年）
- 78 会社更生事件の新受、既済及び未済件数（平成 24 年～令和 3 年）

- 79 強制執行事件（不動産・債権別）・担保権実行事件（不動産・債権別）の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 24 年～令和 3 年）
- 80 執行官が執行機関となる執行事件（動産執行事件等、不動産等明渡・引渡執行事件、保全執行事件等の別）の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 24 年～令和 3 年）
・「動産執行事件等」については、そのうち「子の引渡し」の内数を明らかにしてください。
- 81 財産開示事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 24 年～令和 3 年）
- 82 民事保全事件の新受、既済及び未済件数（仮差押事件、仮処分事件別、平成 24 年～令和 3 年）
- 83 配偶者暴力に関する保護命令事件の新受、既済及び未済件数（平成 24 年～令和 3 年）
- 84 労働審判事件の新受、既済及び未済件数（平成 24 年～令和 3 年）
- 85 民事第一審訴訟事件の合議率（平成 24 年～令和 3 年）
- 86 裁判員メンタルヘルスサポート窓口の利用状況（平成 24 年度～令和 3 年度の各年度の内訳）
- 87 犯罪被害者保護関連法の運用状況（平成 24 年～令和 3 年）
・「通常第一審において被害者参加の申出があった事件の状況」「刑事損害賠償命令事件の処理状況」「刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数」については、平成 24 年～令和 3 年の各年別に明らかにしてください。
- 88 国選被害者参加弁護士への委託がされた数（平成 24 年～令和 3 年の各年別）
- 89 令状請求件数とその処理（発付・却下・取下げ）件数（平成 24 年～令和 3 年）
- 90 各地裁管内別（地裁分、簡裁分別）逮捕状請求事件の結果区分及び既済人員
- 91 通常第一審（地裁）における保釈率、保釈請求率及び保釈許可率、通常第一審（地裁）における終局人員の身柄処理状況（平成 24 年～令和 3 年）
- 92 刑事被告人の総数並びに国選弁護人がついた被告人の数及び私選弁護人がついた被告人の数（平成 24 年～令和 3 年）
- 93 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況（平成 24 年～令和 3 年）
- 94 死刑判決人員数（審級別、平成 24 年～令和 3 年）

- 95 通訳翻訳人の付いた刑事事件の終局人員（うち被告人の通訳言語が手話又は口語であった終局人員、平成 24 年～令和 3 年）
- 96 要通訳事件の通訳料に関する予算額、支出実績（額）の推移（民事、刑事別、平成 24 年～令和 3 年）
- 97 言語等別通訳人の数一覧（手話通訳人を含む）
- 98 刑事補償（拘禁補償）決定報告事例（令和 3 年度確定分）
- 99 檢察審査会における起訴相当等議決事件、検察官の事後措置、起訴議決事件及び起訴事件の第一審裁判結果（罪名別）
- 100 少年一般保護事件逆送決定数（年齢別、平成 24 年～令和 3 年）
- 101 少年法 22 条の 3 第 1 項、同第 2 項及び 22 条の 5 第 2 項により各国選付添人が付された事件の数及び弁護士付添人の数並びに検察官関与決定のあった少年の人員（平成 24 年～令和 3 年）
- 102 少年補償事件決定報告事例（令和 3 年度確定分）
- 103 心神喪失者等医療観察法の運用状況（審判申立数、決定数、決定内容）（平成 24 年～令和 3 年）
- 104 即決裁判手続（刑事訴訟法 350 条の 8）の実施状況（平成 24 年～令和 3 年）

〈予算一般〉

- 105 裁判所予算総額、その内訳及び一般会計に占める割合（人件費・裁判費・施設費・その他。平成 25 年度～令和 4 年度）
- 106 裁判関係日当等単価（日当・手当・国選弁護人報酬、平成 30 年度～令和 4 年度）
- 107 電算機処理に係る裁判事務及び司法行政事務の概要、ネットワーク化の進展状況と関連予算（令和 4 年度）
- 108 年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳（裁判員・裁判員候補者の日当旅費、広報経費（（注）マスメディア広告、インターネット関連広報、映画制作等広報用ツール、各種説明会等下級裁での活動経費等）、コールセンター業務委託費、裁判員候補者通知発送委託費、裁判員関係海外司法事情調査費、アンケート調査費、有識者懇

談会費、裁判員候補者名簿管理システム費、量刑検索システム整備費、音声認識システム整備費、法廷等器具整備費、裁判員メンタルヘルスサポート窓口関連経費等）（平成 24 年度～令和 3 年度）

- ・予算とその内訳については、令和 4 年度の数値も記載してください。

〈附帯決議への対応〉

109 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年 1 年間における対処状況について（令和 4 年 1 月調査）

- ・別添資料のとおり、御回答ください。
- ・一部措置済みの決議内容について、昨年から講じた新たな措置があれば、その具体的な内容についても、御回答お願いします。

以 上

109. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和4年1月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。		
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		
三 令和二年四月十六日の当委員会における附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。		
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。		
五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。		
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。		

○少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年5月20日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 十八歳及び十九歳の者は、類型的に成長発達途上にあって可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。		
二 現行の原則逆送対象事件については、家庭裁判所が、犯情及び要保護性に関する様々な事情について十分な調査を行った上、これにより判明した事実を考慮して、検察官に送致するかどうかの決定を行っていることを踏まえ、新たに原則逆送の対象となる罪の事件には様々な犯情のものがあることに鑑み、家庭裁判所が同決定をするに当たっては、きめ細かな調査及び適正な事実認定に基づき、犯情の軽重及び要保護性を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。		
三 十八歳及び十九歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。		
四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。		

<p>五 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。また、インターネットを悪用した人権侵害対策への取組を推進すること。</p>		
<p>六 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。</p>		
<p>七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。</p>		
<p>八 可塑性を有することなどの特定少年の特性を踏まえ、検察官送致決定がされた事件において、特定少年に対する被疑者取調べが適正に行われるよう、必要な検討を行うこと。</p>		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和2年4月16日)

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組んだ上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。		
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		
三 最高裁判所においては、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。		
四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。		
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。		

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。		
1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。		
2 執行裁判所や執行官の責務として、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮する義務規定を設けた趣旨を踏まえ、子の引渡しを実現するに当たり、執行補助者として児童心理学の専門家等を積極的に活用できるようするため、当該専門家等の確保の方策を講じるよう努めること。		
3 執行官に女性がいない現状を踏まえ、女性の登用の在り方などを検討とともに、執行補助機関である執行官の負担が増大することを考慮し、執行官の適正な職務の環境整備や個々の執行官の質の更なる向上を図るための研修の充実など執行官制度の基盤の更なる整備を行うよう努めること。		
四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。		
1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。		

※ 太枠の中を記入してください。

※ 処理済みの欄には、措置済み、一部措置済み、検討中、未着手の中から、調査時点における状況を選択して記入してください。

措置済み、一部措置済みの場合は、措置をした年も記載してください。

※ 他府省所管事項の場合は、所管府省を速やかにご連絡ください。

裁判所職員の定員に関する根拠法令《現行》

	裁 判 所 法 (昭和22年 4月16日法律第59号)	裁 判 所 職 員 定 員 法 (昭和26年 3月30日法律第53号)	合 計
裁 判 官	<p>(第5条)</p> <p>最高裁判所の裁判官 最高裁判所長官 1人 最高裁判所判事 14人</p> <p>(第5条)</p> <p>下級裁判所の裁判官 高等裁判所長官 8人 判事 2,155人 判事補 897人 簡易裁判所判事 806人 (員数は別に法律で定める)</p>	<p>(第1条)</p> <p>..... 8人 2,155人 897人 806人 (計 3,866人)</p>	3,881人
一 般 職	<p>(第65条の2)</p> <p>裁判官以外の裁判所の職員 21,801人 (員数等は別に法律で定める)</p>	(第2条)	21,801人
合 計	15人	25,667人	25,682人

裁判所職員定員法改正に必要な経費

区分		員数 (人)	人件費 (千円)	物件費 (千円)	計 (千円)
裁判官	判事補減員分	△ 40	△ 412,832	-	△ 412,832
一般職	増員分 (※)	41	[221,386] 204,481	-	[221,386] 204,481
	定員合理化分及び 速記官振替分	△ 67	△ 416,276	-	△ 416,276
計		△ 66	[△ 607,722] △ 624,627	-	[△ 607,722] △ 624,627

[] 内の金額は、平年度化して計算した金額である。

※ 速記官から事務官への振替分を含む。

下級裁判所の裁判官の定員・現在員等内訳
(官職別)

区分 年 度		高裁長官	判 事	判 事 補	簡裁判事
平成24年度	定 員	8	1,857	1,000	806
	現 在 員	8	1,825	863	761
	欠 員	0	32	137	45
平成25年度	定 員	8	1,889	1,000	806
	現 在 員	7	1,846	848	773
	欠 員	1	43	152	33
平成26年度	定 員	8	1,921	1,000	806
	現 在 員	8	1,876	832	776
	欠 員	0	45	168	30
平成27年度	定 員	8	1,953	1,000	806
	現 在 員	8	1,915	817	793
	欠 員	0	38	183	13
平成28年度	定 員	8	1,985	1,000	806
	現 在 員	8	1,958	794	773
	欠 員	0	27	206	33
平成29年度	定 員	8	2,035	977	806
	現 在 員	8	1,946	813	743
	欠 員	0	89	164	63
平成30年度	定 員	8	2,085	952	806
	現 在 員	8	1,972	779	712
	欠 員	0	113	173	94
令和元年度	定 員	8	2,125	927	806
	現 在 員	8	1,996	779	686
	欠 員	0	129	148	120
令和2年度	定 員	8	2,155	897	806
	現 在 員	8	2,027	747	667
	欠 員	0	128	150	139
令和3年度	定 員	8	2,155	897	806
	現 在 員	8	2,046	715	657
	欠 員	0	109	182	149

* 現在員は12月1日現在である。

裁判所職員の官職別定員・現在員等内訳

官職 年 度	裁 判 官					裁判官以外の裁判所職員							合 計	
	最高裁長官	判 事	判 事	補	合 計	秘書官	書記官	家裁調査官 (補)	事務官	速記官	その他の職員			
平成 24 年度	定 員	23	1,857	1,000	806	3,686	23	9,640	1,596	9,335	240	326	899	22,059
	現 在 員	23	1,825	863	761	3,472	23	9,541	1,584	9,367	219	252	769	21,755
平成 25 年度	定 員	23	1,889	1,000	806	3,718	23	9,688	1,596	9,325	235	326	833	22,026
	現 在 員	22	1,846	848	773	3,489	23	9,627	1,583	9,349	208	249	721	21,760
平成 26 年度	定 員	23	1,921	1,000	806	3,750	23	9,732	1,596	9,315	230	326	768	21,990
	現 在 員	23	1,876	832	776	3,507	23	9,685	1,574	9,325	204	243	650	21,704
平成 27 年度	定 員	23	1,953	1,000	806	3,782	23	9,771	1,596	9,316	225	326	697	21,954
	現 在 員	23	1,915	817	793	3,548	23	9,706	1,574	9,286	199	241	586	21,615
平成 28 年度	定 員	23	1,985	1,000	806	3,814	23	9,810	1,596	9,317	220	326	626	21,918
	現 在 員	23	1,958	794	773	3,548	23	9,747	1,566	9,246	195	239	534	21,550
平成 29 年度	定 員	23	2,035	977	806	3,841	23	9,834	1,596	9,334	215	326	555	21,883
	現 在 員	23	1,946	813	743	3,525	23	9,776	1,567	9,284	193	238	487	21,568
平成 30 年度	定 員	23	2,085	952	806	3,866	23	9,853	1,596	9,346	213	326	491	21,848
	現 在 員	23	1,972	779	712	3,486	23	9,785	1,564	9,296	187	233	440	21,528
令和元年 度	定 員	23	2,125	927	806	3,881	23	9,868	1,596	9,370	211	326	441	21,835
	現 在 員	23	1,996	779	686	3,484	23	9,794	1,563	9,341	177	230	402	21,530
令和 2 年 度	定 員	23	2,155	897	806	3,881	23	9,876	1,596	9,384	209	326	404	21,818
	現 在 員	23	2,027	747	667	3,464	23	9,824	1,574	9,330	167	224	368	21,510
令和 3 年 度	定 員	23	2,155	897	806	3,881	23	9,878	1,596	9,392	207	326	379	21,801
	現 在 員	23	2,046	715	657	3,441	23	9,803	1,579	9,385	159	218	332	21,499

官職 年 度	その 他				
	教 官	裁 判 所 調 査 官	技 官	医 療 職 員	合 計
令和 3 年 度	定 員	42	41	119	124
	現 在 員	26	26	108	58

* 現在員は12月1日現在である。

司法修習生考試に関する資料

実施年度	修習期	応試者数	合格者数	不合格者数		修習終了者数	備考
平成24年	現行65	74	69	5	6.76%	69	
	新65	2,052	2,011	41	2.00%	2,011	
平成25年	66	2,077	2,034	43	2.07%	2,034	
平成26年	67	2,015	1,973	42	2.08%	1,973	
平成27年	68	1,799	1,766	33	1.83%	1,766	
平成28年	69	1,816	1,762	54	2.97%	1,762	
平成29年	70	1,579	1,563	16	1.01%	1,563	
平成30年	71	1,533	1,517	16	1.04%	1,517	
令和元年	72	1,495	1,487	8	0.54%	1,487	
令和2年	73	1,479	1,468	11	0.74%	1,468	

(注) 本考試に合格できなかった者の数には、合否留保者及び病気等により考試の全部または一部を欠席した者が含まれる。

司法修習資金（及び平成 29 年度から実施の修習専念資金）の貸与申請者数、貸与金額別内数及び貸与率（平成 24 年度～令和 3 年度）

○ 平成 24 年度（第 66 期）

- ・貸与申請者数：1,645 名
- ・第 66 期司法修習生数：2,035 名
→貸与申請率：約 80.84%
- ・貸与申請額内訳
 - 18 万円：51 名
 - 23 万円：1,090 名
 - 25 万 5 千円（住居加算）：422 名
 - 25 万 5 千円（扶養加算）：38 名
 - 28 万円：44 名

○ 平成 25 年度（第 67 期）

- ・貸与申請者数：1,449 名
- ・第 67 期司法修習生数：1,969 名
→貸与申請率：約 73.59%
- ・貸与申請額内訳
 - 18 万円：67 名
 - 23 万円：969 名
 - 25 万 5 千円（住居加算）：358 名
 - 25 万 5 千円（扶養加算）：30 名
 - 28 万円：25 名

○ 平成 26 年度（第 68 期）

- ・貸与申請者数：1,181 名
- ・第 68 期司法修習生数：1,761 名
→貸与申請率：約 67.06%
- ・貸与申請額内訳
 - 18 万円：66 名
 - 23 万円：833 名
 - 25 万 5 千円（住居加算）：229 名
 - 25 万 5 千円（扶養加算）：27 名
 - 28 万円：26 名

○ 平成 27 年度（第 69 期）

- ・貸与申請者数：1,205 名
- ・第 69 期司法修習生数：1,787 名
→貸与申請率：約 67.43%

- ・貸与申請額内訳
 - 18万円：51名
 - 23万円：894名
 - 25万5千円（住居加算）：207名
 - 25万5千円（扶養加算）：28名
 - 28万円：25名

○ 平成28年度（第70期）

- ・貸与申請者数：993名
- ・第70期司法修習生数：1,530名
 - 貸与申請率：約64.90%
- ・貸与申請額内訳
 - 18万円：33名
 - 23万円：847名
 - 25万5千円（住居加算）：78名
 - 25万5千円（扶養加算）：27名
 - 28万円：8名

○ 平成29年度（第71期）

- ・貸与申請者数：543名
- ・第71期司法修習生数：1,516名
 - 貸与申請率：約35.82%
- ・貸与申請額内訳
 - 10万円：515名
 - 12万5千円（扶養加算）：28名

○ 平成30年度（第72期）

- ・貸与申請者数：499名
- ・第72期司法修習生数：1,482名
 - 貸与申請率：約33.67%
- ・貸与申請額内訳
 - 10万円：475名
 - 12万5千円（扶養加算）：24名

○ 令和元年度（第73期）

- ・貸与申請者数：598名
- ・第73期司法修習生数：1,473名
 - 貸与申請率：約40.60%
- ・貸与申請額内訳
 - 10万円：565名

12万5千円（扶養加算）：33名

○ 令和2年度（第74期）

- ・貸与申請者数：629名
- ・第74期司法修習生数：1,456名
→貸与申請率：約43.20%
- ・貸与申請額内訳
10万円：595名
- 12万5千円（扶養加算）：34名

○ 令和3年度（第75期）

- ・貸与申請者数：527名
- ・第75期司法修習生数：1,329名
→貸与申請率：約39.65%
- ・貸与申請額内訳
10万円：492名
- 12万5千円（扶養加算）：35名

※ 司法修習生採用発令日現在（平成28年度は採用発令日が日曜日のため翌日）で集計

※ 各期の貸与申請者数は貸与申請後に撤回した者を含めない数である。

※ 各期の貸与申請額内訳は貸与申請額を変更した者については変更後の貸与申請額の数である。

※ 各期の司法修習生数については、再採用者を含まない数である。

司法修習生の兼業許可に関する資料

採用年度（修習期）	申請者数	許可	不許可	取下げ
平成25年度（第67期）	272	254	4	14
平成26年度（第68期）	304	288	3	13
平成27年度（第69期）	326	315	5	6
平成28年度（第70期）	359	352	1	6
平成29年度（第71期）	262	256	1	5
平成30年度（第72期）	292	285	1	6
令和元年度（第73期）	262	254	0	8

注1 第67期司法修習生から運用を緩和することとした兼業許可に係る数値である。

注2 数値は延べ人数であり、1人で複数の申請等した場合には、複数カウントされている。

裁判官と検察官の人事交流

	判→検 (人)	うち 証務 検事	うち 捜査 公判 担当	うち 行政省 庁別内訳	検→判 (人)	うち 証務 検事	うち 捜査 公判 担当	うち 行政省 庁別内訳
平成24年	43	17	0	内閣1, 公正取引委員会1, 金融庁3, 証券取引等監視委員会1, 総務省2, 法務省12, 外務省1, 財務省1, 国税不服審判所1, 経済産業省2, 文部科学省1	49	20	1	内閣1, 公正取引委員会1, 金融庁3, 証券取引等監視委員会1, 総務省2, 法務省14, 外務省1, 財務省1, 国税不服審判所2, 経済産業省2
平成25年	57	17	0	内閣法制局1, 公正取引委員会1, 金融庁4, 証券取引等監視委員会3, 公害等調整委員会2, 法務省16, 外務省3, 国税不服審判所4, 厚生労働省1, 中央労働委員会2, 農林水産省1, 国土交通省1, 文部科学省1	57	20	0	内閣法制局1, 公正取引委員会1, 金融庁4, 証券取引等監視委員会3, 公害等調整委員会2, 法務省14, 外務省3, 国税不服審判所4, 厚生労働省1, 中央労働委員会2, 農林水産省1, 国土交通省1
平成26年	51	17	0	内閣1, 公正取引委員会1, 金融庁3, 証券取引等監視委員会1, 公害等調整委員会1, 総務省2, 法務省18, 外務省1, 財務省1, 国税不服審判所1, 経済産業省2, 文部科学省2	50	18	0	内閣1, 公正取引委員会1, 金融庁3, 証券取引等監視委員会1, 公害等調整委員会1, 総務省2, 法務省16, 外務省1, 財務省1, 国税不服審判所1, 経済産業省2, 文部科学省2
平成27年	56	23	0	公正取引委員会1, 金融庁4, 証券取引等監視委員会3, 公害等調整委員会1, 法務省10, 外務省3, 国税不服審判所5, 文部科学省1, 厚生労働省1, 中央労働委員会2, 農林水産省1, 国土交通省1	54	19	0	内閣3, 公正取引委員会1, 金融庁4, 証券取引等監視委員会3, 公害等調整委員会1, 法務省10, 外務省3, 国税不服審判所4, 文部科学省1, 厚生労働省1, 中央労働委員会2, 農林水産省1, 国土交通省1
平成28年	52	19	0	内閣2, 公正取引委員会1, 金融庁4, 証券取引等監視委員会1, 総務省2, 公害等調整委員会1, 行政不服審査会1, 法務省14, 外務省2, 財務省1, 国税不服審判所1, 経済産業省2, 文部科学省1	43	12	0	内閣2, 公正取引委員会1, 金融庁3, 証券取引等監視委員会1, 総務省2, 公害等調整委員会1, 法務省13, 外務省2, 財務省1, 国税不服審判所1, 経済産業省2, 文部科学省1, 厚生労働省1
平成29年	59	17	0	再就職等監視委員会1, 公正取引委員会1, 金融庁5, 証券取引等監視委員会3, 総務省1, 公害等調整委員会2, 法務省14, 外務省3, 国税不服審判所5, 文部科学省2, 厚生労働省1, 中央労働委員会2, 農林水産省1, 国土交通省1	56	17	0	公正取引委員会1, 金融庁4, 証券取引等監視委員会3, 総務省1, 公害等調整委員会2, 法務省14, 外務省3, 国税不服審判所5, 文部科学省2, 中央労働委員会2, 農林水産省1, 国土交通省1
平成30年	54	20	0	内閣2, 公正取引委員会1, 金融庁4, 証券取引等監視委員会1, 総務省1, 行政不服審査会1, 法務省16, 外務省2, 財務省1, 国税不服審判所1, 文部科学省1, 経済産業省3	46	20	0	内閣2, 公正取引委員会1, 金融庁4, 証券取引等監視委員会1, 総務省1, 行政不服審査会1, 法務省9, 外務省2, 財務省1, 国税不服審判所1, 文部科学省1, 経済産業省2
令和元年	59	18	0	内閣1, 公正取引委員会1, 金融庁5, 証券取引等監視委員会3, 公害等調整委員会2, 法務省15, 外務省3, 国税不服審判所5, 文部科学省1, 厚生労働省1, 中央労働委員会2, 農林水産省1, 国土交通省1	56	17	0	公正取引委員会1, 証券取引等監視委員会3, 金融庁5, 公害等調整委員会2, 法務省14, 外務省3, 国税不服審判所5, 文部科学省1, 厚生労働省1, 中央労働委員会2, 農林水産省1, 国土交通省1
令和2年	52	15	0	内閣1, 公正取引委員会1, 金融庁4, 証券取引等監視委員会1, 総務省3, 公害等調整委員会1, 法務省18, 外務省2, 財務省1, 国税不服審判所1, 中央労働委員会1, 経済産業省3	50	15	0	内閣2, 公正取引委員会1, 金融庁4, 証券取引等監視委員会1, 総務省3, 公害等調整委員会1, 法務省15, 外務省2, 財務省1, 国税不服審判所1, 中央労働委員会1, 経済産業省3
令和3年	49	14	0	内閣2, 再就職等監視委員会1, 公正取引委員会1, 金融庁6, 証券取引等監視委員会3, 公害等調整委員会1, 法務省7, 外務省3, 国税不服審判所5, 文部科学省2, 厚生労働省1, 中央労働委員会1, 農林水産省1, 国土交通省1	50	14	0	内閣1, 再就職等監視委員会1, 公正取引委員会1, 金融庁6, 証券取引等監視委員会3, 公害等調整委員会1, 法務省9, 外務省3, 国税不服審判所5, 文部科学省2, 厚生労働省1, 中央労働委員会1, 農林水産省1, 国土交通省1

(注) 各年度は12月31日現在、令和3年度は12月1日現在である。

1 弁護士任官制度による弁護士から裁判官への任官者数

年 度	平24	25	26	27	28	29	30	令元	2	3
任官者	5 (0)	4 (2)	4 (1)	1 (0)	3 (2)	2 (0)	2 (1)	1 (0)	4 (1)	3 (0)
内訳	判事 (0)	4 (2)	2 (1)	1 (0)	3 (2)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	3 (0)
	判事補 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)

注) ()内は、民事調停官・家事調停官から裁判官への任官者数(弁護士任官制度による任官者数の内数)である。

2 任官時配属先

高裁判事 22 人

地裁判事 0 人

家裁判事 0 人

地裁判事補 7 人

簡易裁判所判事の任命状況

裁判所法44条任命	6人
裁判所法45条任命	37人

経歴内訳

裁判官等	書記官	その他の裁判所職員	その他
6人	37人	0人	0人

1 地裁判事、判事補で簡裁判事を兼ねている者の数

(令和3年12月1日現在)

判 事	1, 267人
判 事 補	362人
合 計	1, 629人

2 地裁判事、判事補で家裁判事、判事補を兼ねている者の数

(令和3年12月1日現在)

判 事	705人
判 事 補	371人
合 計	1, 076人

特例判事補の人数

年 度	平24	25	26	27	28	29	30	令元	2	3
人 数	431	419	389	373	356	382	379	390	376	368

特例判事補の数

司法修習終了年	司法修習期別	判事補の現員数	特例判事補の数
平成23年	新64期	84	84
	現行65期	2	2
24年	新65期	60	60
	66期	76	76
25年	67期	77	77
	68期	69	69
26年			
27年			

(令和3年12月1日現在)

裁 判 官 の 号 別 在 職 状 況

(令和3年12月1日現在)

区 分		認証官	判 事	判事補	簡易裁判所判事	合 計
最高裁判所長官		1				1
最高裁判所判事		14				14
東京高等裁判所長官		1				1
その他の高等裁判所長官		7				7
判 事	1		143			143
	2		162			162
	3	特	367		4	371
	4	1	601		21	622
	5	2	184		187	371
	6	3	341		289	630
	7	4	155		134	289
	8		93			93
判 事 補		5			18	18
	1	6		219	4	223
	2	7		74		74
	3	8		69		69
	4	9		71		71
	5	10		58		58
	6	11		83		83
	7	12		75		75
	8	13				0
	9	14		66		66
	10	15				0
	11	16				0
	12	17				0
合 計		23	2,046	715	657	3,441

裁判官の年齢階層・男女別在職状況

年齢 年度	29歳以下		30~39歳		40~49歳		50~59歳		60歳以上		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成24年度	169	90	626	277	595	164	789	87	651	24	2,830	642
平成25年度	164	84	622	280	599	179	778	94	660	29	2,823	666
平成26年度	162	88	604	283	613	196	778	106	647	30	2,804	703
平成27年度	173	77	579	302	616	209	786	110	661	35	2,815	733
平成28年度	174	87	564	290	631	222	758	119	666	37	2,793	755
平成29年度	162	84	566	288	643	228	721	131	668	34	2,760	765
平成30年度	148	75	544	281	667	234	693	137	661	46	2,713	773
令和元年度	153	64	529	285	657	239	682	147	676	52	2,697	787
令和2年度	146	69	511	265	670	256	648	149	694	56	2,669	795
令和3年度	147	73	483	255	667	267	642	159	686	62	2,625	816

(最高裁長官、最高裁判事及び高裁長官を含む。)

裁判実務に携わっていない裁判官数

令和3年12月1日現在

	判 事	判事補	合 計
最高裁事務総局	局 長	6	6
	審 議 官	1	1
	課 長 等	25	25
	局 付 等	27	11
研修所 (所長・教官等)	41	4	45
高等裁判所事務局長	8		8
合 計	108	15	123

最高裁判所の裁判所調査官については、上告審の裁判実務に関与していることから、除外した。

行政省庁等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職一覧表

(令和3年12月1日現在)

省 庁 名 等	数	官 職 名	数
内 閣 官 房	2	内閣審議官 副長官補付	1 1
内 閣 法 制 局	2	参事官	2
内 閣 府	1	再就職等監視委員会再就職等監察官	1
公 正 取 引 委 員 会	2	事務総局審判官	2
金 融 庁	13	審判官 総合政策局総合政策課課長補佐 総合政策局リスク分析総括課課長補佐 企画市場局総務課課長補佐 企画市場局市場課課長補佐 企画市場局企業開示課課長補佐 証券取引等監視委員会事務局次長 証券取引等監視委員会事務局証券検査課課長補佐 証券取引等監視委員会事務局証券調査指導官	2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1
デ ジ タ ル 庁	1	統括官付参事官付企画官	1
総 務 省	4	大臣官房参事官 自治行政局市町村課課長補佐 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課課長補佐 行政不服審査会事務局総務課課長補佐	1 1 1 1
公 害 等 調 整 委 員 会	3	事務局審査官 事務局特別専門官	2 1
法 務 省	103	大臣官房審議官 大臣官房参事官 大臣官房会計課長 大臣官房国際課付 大臣官房司法法制部長 大臣官房司法法制部参事官 大臣官房司法法制部付 民事局長 民事局総務課長 民事局民事第二課長 民事局民事法制管理官 民事局参事官 民事局付 刑事局付 人権擁護局付 訟務局長 訟務局訟務企画課長 訟務局民事訟務課長 訟務局行政訟務課長 訟務局付 法務総合研究所教官 法務局長 法務局訟務部長 法務局訟務部付	2 4 1 1 1 1 3 1 1 1 1 1 1 7 21 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 18 5 1 6 21

省 庁 名 等	数	官 職 名	数
外 務 省	11	総合外交政策局安全保障政策課国際安全・治安対策協力室課長補佐 総合外交政策局安全保障政策課国際平和・安全保障協力室課長補佐 北米局北米第二課課長補佐 国際法局課長補佐 領事局政策課ハーヴィー条約室課長補佐 在中華人民共和国日本国大使館二等書記官 在アメリカ合衆国日本国大使館二等書記官 在カナダ日本国大使館二等書記官 在ストラスブル日本国総領事館領事 国際連合日本政府代表部二等書記官 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部二等書記官	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
財 務 省	1	国際局開発政策課課長補佐	1
国 税 庁	6	国税不服審判所長 国税不服審判所国税審判官	2 4
文 部 科 学 省	3	研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室長 研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室事務官	1 2
厚 生 労 働 省	1	大臣官房総務課法務専門官	1
中 央 労 働 委 員 会	2	事務局特別専門官	2
農 林 水 産 省	2	大臣官房法務支援室長 輸出・国際局知的財産課首席審判官	1 1
経 済 産 業 省	2	経済産業政策局産業資金課長補佐 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課特殊関税等調査室長補佐	1 1
資源エネルギー庁	1	省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐（訴訟担当）	1
国 土 交 通 省	2	大臣官房法務支援室長 鉄道局総務課長補佐	1 1
衆 議 院 法 制 局	2	参事	2
国 立 国 会 図 書 館	1	参事	1
預 金 保 険 機 構	3	参与	3
日本司法支援センター	1	日本司法支援センター本部第二事業部国選弁護課長	1
派 遣	2	インドネシア共和国最高裁判所（ジャカルタ首都特別州）派遣 カンボジア王国司法省（プノンペン市）派遣	1 1
計	171		171

行政機関等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職及び数

(令和3年12月1日現在)

機関・官職名	人 数
国家公務員倫理審査会会长	1
公益認定等委員会委員	1
再就職等監視委員会委員長	1
退職手当審査会会长	1
政府調達苦情検討委員会委員長	1
公正取引委員会委員	1
国家公安委員会委員	1
行政不服審査会会长	1
情報公開・個人情報保護審査会会长	1
情報公開・個人情報保護審査会会长代理	1
国地方係争処理委員会委員長	1
国地方係争処理委員会委員	1
電気通信紛争処理委員会委員長	1
公害等調整委員会委員長	1
公害等調整委員会委員	1
中央更生保護審査会委員長	1
公安審査委員会委員長	1
難民審査参与員	14
認証審査参与員	1
原子力損害賠償紛争審査会委員	2
原子力損害賠償紛争解決センター総括委員長	1
労働保険審査会委員	2
社会保険審査会委員長	1
社会保険審査会委員	1
ハンセン病元患者家族補償金認定審査会会长	1
中央労働委員会会长代理	1
旧優生保護法一時金認定審査会会长	1
中央建設工事紛争審査会会长	1
中央建設工事紛争審査会委員	1
公害健康被害補償不服審査会委員	2

(注) 裁判所において判明しているもののみ（非常勤を含む。）計上した。

「行政省庁等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職一覧表」に記載したものについては、計上していない。

難民審査参与員のうち1人は、認証審査参与員を兼ねている。

原子力損害賠償紛争審査会委員のうち1人は、原子力損害賠償紛争解決センター総括委員長を兼ねている。

裁判官の外部研修の概要（令和3年度）

1 民間企業

(1) 報道機関（約10日間）

派遣先 読売新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、日本経済新聞社、
共同通信社、時事通信社、日本放送協会

派遣数 14名（各社2名）

(2) 民間企業・長期（1年間）

派遣先 伊藤忠商事株式会社 外11社

派遣数 計12名（各社1名）

(3) 日本銀行（1年間）

派遣数 1名

(4) 民間研究機関

派遣先 21世紀政策研究所（1年間）

派遣数 1名

2 行政機関

(1) 行政官庁（2年間）

名称 公正取引委員会事務総局、金融庁、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

人数 計11名（公正取引委員会事務総局、厚生労働省、農林水産省、国土交通省に各1名、外務省に3名、金融庁に4名）

(2) 在外公館（2年間）

名称 在ストラスブル日本国総領事館、国際連合日本政府代表部、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

人数 計3名

判事補の弁護士職務経験制度による弁護士職務従事者数

弁護士職務従事期間	人数
平成24年4月1日から同26年3月31日まで	11名 (全員裁判官に復帰済み)
平成25年4月1日から同27年3月31日まで	9名 (全員裁判官に復帰済み)
平成26年4月1日から同28年3月31日まで	11名 (全員裁判官に復帰済み)
平成27年4月1日から同29年3月31日まで	11名 (全員裁判官に復帰済み)
平成28年4月1日から同30年3月31日まで	11名 (全員裁判官に復帰済み)
平成29年4月1日から同31年3月31日まで	12名 (全員裁判官に復帰済み)
平成30年4月1日から令和2年3月31日まで	12名 (全員裁判官に復帰済み)
平成31年4月1日から令和3年3月31日まで	14名 (全員裁判官に復帰済み)
令和2年4月1日から同4年3月31日まで(予定)	14名
令和3年4月1日から同5年3月31日まで(予定)	13名

裁判官の育児休業、介護休暇、配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率

1 育児休業

(1) 新規取得者数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性	7	1	1	5	4	4	9	7	15	31
女性	41	35	48	38	36	41	41	48	37	30

(2) 取得率

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性	13.2%	1.4%	1.6%	7.1%	6.9%	5.6%	13.8%	10.9%	20.5%	36.9%
女性	97.6%	100.0%	98.0%	97.4%	100.0%	100.0%	97.6%	100.0%	97.4%	100.0%

2 介護休暇取得者数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0

3 配偶者同行休業新規取得者数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性			0	0	0	0	0	0	2	0
女性			0	1	5	0	4	3	0	1

裁判官の育児休業取得期間

年度	性別	新規取得者の育児休業期間別人数					
		3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
平成23年度		7	1	5	9	22	4
平成24年度		1	2	2	10	19	2
平成25年度		2	2	6	9	26	4
平成26年度		3	3	9	11	15	2
平成27年度		3	2	8	6	20	1
平成28年度		4	3	8	5	24	1
平成29年度		3	6	6	8	25	2
平成30年度		7	2	13	14	14	5
令和元年度	男性	11	2	1	1	0	0
令和元年度	女性	0	4	4	8	17	4
令和2年度	男性	24	3	0	4	0	0
令和2年度	女性	0	1	8	6	12	3

(注1) 各年度とも全て会計年度である。

(注2) 平成30年度以前の男女別の育児休業取得期間については、統計として取りまとめていないため、把握していない。

裁判官の配偶者出産休暇、育児参加休暇取得者数及び取得率(平成23年度～令和2年度)

	配偶者出産休暇		育児参加休暇	
	取得者数	取得率	取得者数	取得率
平成23年度	26	49.1%	13	24.5%
平成24年度	38	52.8%	27	37.5%
平成25年度	34	55.7%	21	34.4%
平成26年度	46	65.7%	36	50.7%
平成27年度	41	70.7%	27	46.6%
平成28年度	38	53.5%	24	33.8%
平成29年度	31	47.7%	27	41.5%
平成30年度	42	65.6%	19	29.7%
令和元年度	60	82.2%	45	61.6%
令和2年度	63	75.0%	60	71.4%

(注) 各年度とも全て会計年度である。

裁判官の退職者数

	定 年	定年以外	合 計
平成24年度	55	44	99
平成25年度	57	71	128
平成26年度	62	59	121
平成27年度	52	48	100
平成28年度	41	51	92
平成29年度	81	57	138
平成30年度	79	58	137
令和元年度	67	46	113
令和 2 年度	72	51	123
令和 3 年度	70	60	130

令和 3 年度は見込みである。

裁 判 官 分 限 事 件 数

	件数	結果
平成24年度	0件	
平成25年度	1件	戒告
平成26年度	0件	
平成27年度	0件	
平成28年度	0件	
平成29年度	0件	
平成30年度	2件	いずれも戒告
令和元年度	0件	
令和2年度	1件	戒告
令和3年度	0件	

注1 各年度（各年4月から翌年3月まで）中に分限事件についての決定がされた件数及びその結果を記載したもの

注2 令和3年度は令和3年4月から令和3年12月までの分を記載している。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果

下級裁判所裁判官指名諮問委員会は第1回委員会が平成15年6月9日に開催されて以来、昨年12月3日までに計101回開催されている（平成15年 計6回、平成16年 計8回、平成17年 計5回、平成18年 計7回、平成19年から平成26年まで 各計5回、平成27年 計6回、平成28年から令和2年まで 各計5回、令和3年 計4回）。

昨年1月から12月までの間において、最高裁判所から委員会に諮問された指名候補者は、再任及び判事任命候補者等の合計243人であった。委員会は、そのうち、本人からの取下げ等により答申に至らなかった者1人を除く合計242人について審議を行い、その全員について指名するのを適と答申した。

最高裁判所調査官の数

平成 24年	3 8
平成 25年	3 8
平成 26年	3 8
平成 27年	3 9
平成 28年	3 9
平成 29年	3 9
平成 30年	3 9
令和 元年	3 9
令和 2年	3 9
令和 3年	3.9 (人)

法科大学院に教員派遣した裁判官数（令和3年度）

派 遣 校 30校

派 遣 裁 判 官 50人

○判事・判事補が常駐していない全国地家裁支部

さいたま地家裁秩父支部
千葉地家裁館山支部
千葉地家裁佐原支部
水戸地家裁麻生支部
前橋地家裁沼田支部
神戸地家裁柏原支部
和歌山地家裁御坊支部
金沢地家裁輪島支部
富山地家裁魚津支部
岡山地家裁新見支部
鳥取地家裁倉吉支部
松江地家裁益田支部
松江地家裁西郷支部
福岡地家裁八女支部
長崎地家裁平戸支部
長崎地家裁壱岐支部
大分地家裁佐伯支部
大分地家裁竹田支部
熊本地家裁山鹿支部
熊本地家裁阿蘇支部
鹿児島地家裁知覧支部
仙台地家裁登米支部
山形地家裁新庄支部
盛岡地家裁二戸支部
盛岡地家裁宮古支部
盛岡地家裁水沢支部
秋田地家裁本荘支部
青森地家裁五所川原支部
青森地家裁十和田支部
札幌地家裁滝川支部
札幌地家裁浦河支部
札幌地家裁岩内支部
函館地家裁江差支部
旭川地家裁名寄支部
旭川地家裁紋別支部
旭川地家裁留萌支部
旭川地家裁稚内支部
釧路地家裁網走支部
釧路地家裁根室支部
高松地家裁観音寺支部
徳島地家裁阿南支部
徳島地家裁美馬支部
高知地家裁須崎支部
高知地家裁安芸支部

※令和4年2月1日現在

裁判官以外の職員の官職別年齢階層・男女別人員

令和3年度

	秘書官		書記官		家裁調査官(補)		事務官	
	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)
60歳以上	0	0	646	94	105	11	278	99
50歳以上59歳以下	0	0	2,373	785	272	160	1,597	778
40歳以上49歳以下	17	6	1,880	1,473	142	249	1,547	1,074
30歳以上39歳以下	0	0	967	1,030	102	271	835	992
20歳以上29歳以下	0	0	251	234	70	186	782	1,340
19歳以下	0	0	0	0	0	0	11	25

	速記官		その他		行(ニ)職員		合計	
	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)
60歳以上	0	19	6	10	117	25	1,152	258
50歳以上59歳以下	0	83	61	46	155	21	4,458	1,873
40歳以上49歳以下	0	55	48	23	10	7	3,644	2,887
30歳以上39歳以下	0	0	13	7	0	0	1,917	2,300
20歳以上29歳以下	0	0	3	2	0	0	1,106	1,762
19歳以下	0	0	0	0	0	0	11	25

定員削減計画への協力による減員数

計画次	年度	減員数	対象官職	内訳	
平成22年度以降の定員合理化計画	24	65	技能労務職員	最高裁及び下級裁判所	
	25	65			
	26	65			
平成27年度以降の定員合理化計画	27	71	技能労務職員	最高裁及び下級裁判所	
	28	71			
	29	71			
	30	70	事務官 技能労務職員		
	令和元	70			
	2	57			
	3	56			
	4	65			

裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所生の数

令和3年度 402人 (うち女性208人)

(入所前官職の内訳) 事務官等から入所 402人

速記官から入所 0人

裁判所職員総合研修所家庭裁判所調査官養成課程入所生の数

令和3年度 102人 (うち女性 71人)

1 裁判所に勤務する者のうち、行政省庁等の職員出身者数（機関別）

人事院	1人
国税庁	4人
特許庁	19人
国土交通省	1人

2 行政省庁等に勤務する者のうち、裁判所職員出身者数（機関別）

衆議院	1人
参議院	1人
裁判官訴追委員会	2人
人事院	1人
公正取引委員会	1人
金融庁	2人
デジタル庁	2人
公害等調整委員会	2人
外務省	1人
東京国税不服審判所	2人
関東信越国税不服審判所	1人
大阪国税不服審判所	1人
名古屋国税不服審判所	1人
広島国税不服審判所	1人
文部科学省（原子力損害賠償紛争和解仲介室）	3人
国土交通省	1人
預金保険機構	2人
日本司法支援センター	7人

裁判官以外の裁判所職員の育児休業、介護休暇、配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率

1 育児休業

(1) 新規取得者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性	116	104	121	146	184
女性	402	376	392	378	387

(2) 取得率

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性	32.5%	30.0%	35.2%	45.9%	62.4%
女性	100.2%	100.0%	100.5%	100.0%	100.0%

2 介護休暇取得者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性	4	10	13	12	11
女性	8	21	22	23	21

3 配偶者同行休業新規取得者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性	1	0	0	1	0
女性	10	5	8	4	2

裁判官以外の職員の退職者数

	定 年	定年以外	合 計
平成24年度	327	586	913
平成25年度	339	567	906
平成26年度	287	533	820
平成27年度	304	507	811
平成28年度	287	553	840
平成29年度	340	577	917
平成30年度	441	610	1,051
令和元年度	471	609	1,080
令和2年度	487	613	1,100
令和3年度	533	741	1,274

※令和3年度は見込みである。

1 裁判官以外の職員の臨時的任用者数

平成 24 年	258 人
平成 25 年	318 人
平成 26 年	275 人
平成 27 年	289 人
平成 28 年	287 人
平成 29 年	277 人
平成 30 年	312 人
平成 31 年 (令和元年)	311 人
令和 2 年	317 人
令和 3 年	294 人

(注) いずれも 1 月 1 日～12 月 31 日の期間に育休を開始した職員の代替として臨時的任用及び任期付採用を開始した人員数である。

2 裁判官以外の職員の再任用者数

平成 24 年度	501 人
平成 25 年度	620 人
平成 26 年度	648 人
平成 27 年度	651 人
平成 28 年度	693 人
平成 29 年度	737 人
平成 30 年度	779 人
令和 元年度	904 人
令和 2 年度	1013 人
令和 3 年度	1129 人

執行官の数(所属庁別)

年度 府名	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全 国	504	480	443	400	370	338	318	286	270	259
東 京	44	42	40	36	30	25	25	22	21	20
横 浜	23	21	21	19	18	17	17	16	15	14
さいたま	24	22	19	18	17	15	13	12	12	12
千 葉	24	22	22	19	17	16	15	14	14	13
水 戸	14	13	12	10	9	9	9	8	8	7
宇 都 宮	8	8	7	7	7	6	6	5	4	4
前 橋	10	10	10	9	7	6	6	6	6	6
静 岡	11	10	9	10	10	9	9	8	8	8
甲 府	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3
長 野	8	8	8	7	7	6	6	6	5	5
新潟	8	7	7	6	6	5	5	5	5	5
大 阪	43	41	37	30	28	28	23	22	22	21
京 都	13	10	9	9	8	8	6	5	5	5
神 戸	22	21	21	20	18	16	15	13	12	11
奈 良	6	6	5	4	4	4	4	4	4	3
大 津	5	5	5	4	4	4	4	4	4	3
和 歌 山	5	5	5	4	4	3	3	3	3	3
名 古 屋	18	18	17	17	16	13	12	12	11	11
津	8	8	7	6	6	4	5	5	4	4
岐 阜	7	6	6	6	6	5	4	3	4	4
福 井	4	4	4	3	3	3	2	2	2	2
金 沢	5	4	4	4	3	3	3	3	3	3
富 山	4	4	3	3	3	3	2	2	2	2
広 島	9	9	9	9	8	7	7	6	5	4
山 口	6	6	5	5	5	5	5	5	5	4
岡 山	9	9	7	7	5	5	5	5	4	4
鳥 取	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
松 江	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
福 岡	22	22	19	16	15	14	13	10	8	8
佐 賀	4	4	4	3	3	3	3	2	2	2
長 崎	7	7	5	4	4	4	4	3	3	3
大 分	5	5	5	4	4	4	3	3	3	3
熊 本	10	10	8	8	8	6	5	4	4	3
鹿 児 島	9	8	8	7	6	6	6	5	4	4
宮 崎	6	5	4	4	4	4	4	3	3	3
那 順	8	8	8	7	7	5	5	4	3	3
仙 台	8	7	6	5	5	5	5	5	5	5
福 島	7	7	6	5	5	5	5	5	5	5
山 形	4	4	3	3	3	3	3	2	2	2
盛 岡	6	5	4	4	4	4	4	3	2	3
秋 田	6	6	5	4	4	4	4	2	2	2
青 森	8	7	6	5	5	5	5	3	4	4
札 幌	16	16	15	12	11	11	11	10	9	9
函 館	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1
旭 川	4	4	4	4	4	3	3	3	2	2
釧 路	5	5	4	3	4	4	4	3	3	3
高 松	3	4	4	4	3	3	2	2	2	2
徳 島	4	4	4	4	3	2	2	2	2	2
高 知	4	4	4	4	4	3	3	3	2	2
松 山	6	6	6	6	4	4	3	3	3	3

(注) 各年の4月1日現在の人数である。

執行官法第8条による手数料収入額(所属庁別)

(単位千円)

年度 庁名	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全 国	9,904,695	8,715,869	7,492,776	6,474,293	5,861,828	5,543,792	5,160,500	4,998,116	4,614,555	5,194,198
東 京	1,154,676	1,030,283	840,677	735,481	661,910	615,349	601,366	624,336	549,712	650,907
横 浜	649,655	631,113	546,122	459,611	449,205	448,706	424,814	424,374	358,366	455,107
さいたま	623,827	532,728	425,502	395,158	376,799	360,975	359,401	334,642	298,798	366,560
千 葉	580,430	521,959	518,917	354,619	301,138	328,210	294,072	269,680	244,145	303,416
水 戸	271,077	271,864	220,536	202,957	165,390	156,238	139,630	147,129	120,185	143,726
宇 都 宮	196,215	162,980	137,834	116,299	105,483	100,527	98,057	92,519	88,895	96,230
前 橋	182,141	179,173	149,198	120,597	110,428	101,278	90,515	87,339	80,176	102,225
静 岡	219,210	205,602	202,335	194,957	186,509	172,030	148,546	136,740	132,430	136,549
甲 府	93,360	95,509	83,088	76,418	61,043	61,522	54,957	56,835	62,714	66,409
長 野	154,352	125,632	111,014	99,922	94,033	77,430	76,372	67,252	55,150	64,037
新潟	170,228	130,845	102,138	95,091	90,669	81,095	75,551	74,436	66,755	62,902
大 阪	967,731	822,017	700,958	620,776	580,758	559,209	507,734	498,471	437,840	507,072
京 都	196,867	191,893	160,624	142,648	130,709	114,910	104,451	95,561	94,157	97,968
神 戸	458,438	442,856	383,622	338,872	314,863	266,126	233,440	219,876	206,246	263,173
奈 良	99,706	77,345	75,787	66,998	50,606	56,833	53,562	48,137	42,022	37,532
大 津	113,170	117,170	118,784	76,246	65,963	83,152	62,523	52,734	49,202	54,783
和 歌 山	73,716	60,467	65,743	53,647	55,388	50,724	47,964	37,791	39,625	38,811
名 古 屋	414,262	385,361	370,477	303,339	273,671	279,904	259,145	246,282	235,078	236,579
津	128,298	119,880	99,491	88,983	84,644	75,823	77,157	79,529	69,179	59,688
岐 阜	127,814	117,938	103,097	95,715	90,084	74,920	79,340	81,190	71,776	75,181
福 井	57,999	47,244	41,030	39,466	35,752	29,913	20,729	23,610	21,355	20,941
金 沢	102,796	90,734	60,352	56,404	43,666	45,719	40,552	37,301	30,874	41,135
富 山	61,905	47,046	42,188	37,190	29,170	27,592	29,652	24,694	25,720	26,526
広 島	165,394	134,800	125,997	106,586	89,825	90,068	93,064	99,303	91,872	88,254
山 口	86,176	70,961	56,498	61,422	54,112	44,893	47,212	43,796	42,811	48,996
岡 山	112,060	91,326	92,022	78,844	73,661	65,112	59,160	55,768	58,563	58,899
鳥 取	32,751	28,049	25,903	20,249	15,201	13,521	12,187	9,187	10,814	11,134
松 江	32,148	27,468	24,633	22,019	20,139	15,138	15,844	14,853	15,303	10,614
福 岡	415,219	353,143	302,776	276,074	252,234	226,124	211,747	196,258	203,741	213,709
佐 賀	72,848	63,977	60,060	41,376	40,553	36,776	26,742	24,582	21,113	28,600
長 崎	89,780	66,945	59,720	48,666	34,912	34,544	36,076	28,757	27,560	26,085
大 分	82,286	68,230	52,278	46,135	44,235	32,605	32,432	33,568	31,118	35,631
熊 本	117,081	97,395	89,759	67,207	48,672	52,566	48,091	45,901	46,168	43,642
鹿 尾 島	115,686	95,999	77,770	71,946	62,820	75,013	68,776	71,240	77,916	63,178
宮 崎	74,907	60,059	46,939	48,497	43,380	33,742	32,032	29,923	28,817	28,156
那 県	141,643	111,255	86,398	64,371	61,451	52,533	44,809	42,854	51,233	59,441
仙 台	145,152	105,510	72,603	92,639	72,837	77,802	71,560	72,068	73,072	79,536
福 島	123,672	86,290	61,606	62,813	62,483	65,545	60,191	60,724	55,571	54,926
山 形	55,920	41,321	45,863	38,611	34,608	27,524	29,956	25,002	21,313	26,661
盛 岡	69,698	62,624	51,709	52,952	44,637	34,402	36,515	32,225	28,497	24,683
秋 田	76,352	60,470	50,943	40,655	39,679	36,510	32,424	27,694	29,086	32,088
青 森	111,253	83,120	71,866	58,272	55,577	44,217	46,174	41,509	37,401	39,346
札 幌	239,289	204,263	144,298	128,970	114,189	104,724	83,616	98,135	92,870	98,932
函 館	35,529	34,821	28,465	21,054	17,246	17,555	15,275	13,923	13,859	16,048
旭 川	40,910	31,249	28,627	22,095	20,833	17,495	15,920	17,874	13,292	12,589
釧 路	54,445	45,585	36,038	28,614	33,323	28,494	23,967	20,339	22,392	22,536
高 松	92,308	69,981	67,181	53,884	45,912	38,989	41,963	39,363	38,589	45,201
徳 島	53,797	44,181	43,835	37,616	28,718	30,486	26,009	25,087	28,170	31,761
高 知	48,929	52,671	38,227	36,776	28,752	22,030	21,971	23,239	25,746	27,506
松 山	121,566	116,513	91,223	74,531	63,937	57,174	47,234	44,462	47,246	58,564

(注1) 令和3年の数値は、速報値である。

(注2) 執行官事務取扱書記官が処理した事務に係る国庫の収入とされた手数料は含まない数値である。

(注3) 全国の数値は、千円未満の金額を含めて集計しているため、各庁の合計額とは一致しない。

調停官配置表

		民事調停官			家事調停官	総計
		地裁	簡裁	合計		
東京高裁	東京	13 (3)	14 (7)	27 (10)	12 (8)	39 (18)
	横浜		1	1	6 (3)	7 (3)
	川崎				1	1
	さいたま		1	1	4 (2)	5 (2)
	千葉		2	2	2 (2)	4 (2)
大阪高裁	大阪	4	5 (1)	9 (1)	10	19 (1)
	堺				1 (1)	1 (1)
	京都		2	2	3 (2)	5 (2)
	神戸		2	2	3 (1)	5 (1)
名古屋高裁	名古屋		6	6	6 (2)	12 (2)
広島高裁	広島		1	1	3	4
福岡高裁	福岡		3	3	3 (3)	6 (3)
	小倉				1 (1)	1 (1)
仙台高裁	仙台		2	2	2	4
札幌高裁	札幌		2	2	3 (2)	5 (2)
高松高裁	高松		1	1	1	2
合計		17 (3)	42 (8)	59 (11)	61 (27)	120 (38)

(参考)

1 令和3年12月1日現在である。

2 ()内は女性のうち数である。

速記官の序別配置状況

東京地裁	39
横浜地裁	9
さいたま地裁	5
千葉地裁	0
水戸地裁	3
宇都宮地裁	0
前橋地裁	3
静岡地裁	3
甲府地裁	3
長野地裁	0
新潟地裁	0
大阪地裁	18
京都地裁	4
神戸地裁	5
奈良地裁	1
大津地裁	2
和歌山地裁	1
名古屋地裁	10
津地裁	1
岐阜地裁	0
福井地裁	0
金沢地裁	0
富山地裁	0
広島地裁	4
山口地裁	1

(単位:人)

岡山地裁	0
鳥取地裁	0
松江地裁	0
福岡地裁	7
佐賀地裁	3
長崎地裁	1
大分地裁	1
熊本地裁	0
鹿児島地裁	3
宮崎地裁	1
那覇地裁	0
仙台地裁	4
福島地裁	2
山形地裁	3
盛岡地裁	0
秋田地裁	1
青森地裁	1
札幌地裁	9
函館地裁	1
旭川地裁	0
釧路地裁	2
高松地裁	3
徳島地裁	0
高知地裁	2
松山地裁	3
合計	159

速記官から書記官その他の裁判所職員への転官数の推移及び内訳
(平成10年度～令和3年度)

(単位：人)

年度	転官者数	内訳		
		研修による 書記官転官	試験による 書記官転官	その他転官
平成10年	59	40	19	0
11年	57	43	14	0
12年	47	27	20	0
13年	36	15	21	0
14年	23	14	7	2
15年	22	15	7	0
16年	18	14	4	0
17年	24	20	3	1
18年	19	15	2	2
19年	6	5	1	0
20年	5	5	0	0
21年	17	15	0	2
22年	0	0	0	0
23年	0	0	0	0
24年	0	0	0	0
25年	0	0	0	0
26年	0	0	0	0
27年	0	0	0	0
28年	0	0	0	0
29年	0	0	0	0
30年	0	0	0	0
令和元年	0	0	0	0
2年	0	0	0	0
3年	0	0	0	0

速記官の退職者数
(平成24年度～令和3年度)

(単位：人)

年 度	退職者数
平成24年	15
25年	13
26年	11
27年	11
28年	10
29年	23
30年	25
令和元年	25
2年	27
3年	29

令和3年度は、見込みである。

証人等証拠調べの数と録音反訳にされた件数、録音反訳率(民事・刑事別、平成24年度～令和3年度)

会計年度	証人等調べの人数(A)			録音反訳が利用された証人等調べの人数(B)			録音反訳率(B/A×100)		
	民事	刑事	合計	民事	刑事	合計	民事	刑事	合計
平成24年度	53,764	101,978	155,742	37,167	13,828	50,995	69.13%	13.56%	32.74%
平成25年度	51,958	95,231	147,189	37,343	13,192	50,535	71.87%	13.85%	34.33%
平成26年度	50,140	96,553	146,693	37,199	13,233	50,432	74.19%	13.71%	34.38%
平成27年度	47,458	97,454	144,912	35,037	12,903	47,940	73.83%	13.24%	33.08%
平成28年度	46,939	92,607	139,546	34,271	12,656	46,927	73.01%	13.67%	33.63%
平成29年度	45,316	87,303	132,619	33,330	11,970	45,300	73.55%	13.71%	34.16%
平成30年度	41,160	86,884	128,044	30,748	11,576	42,324	74.70%	13.32%	33.05%
令和元年度	39,823	83,107	122,930	29,778	12,169	41,947	74.78%	14.64%	34.12%
令和2年度	30,439	78,269	108,708	22,498	11,898	34,396	73.91%	15.20%	31.64%
令和3年度※	23,603	44,526	68,129	17,841	7,106	24,947	75.59%	15.96%	36.62%

※ 令和3年度は10月末現在

録音反訳委託費予算の推移

(単位：千円)

年 度	予算額
平成24年度	557,528
平成25年度	497,470
平成26年度	582,347
平成27年度	523,843
平成28年度	505,917
平成29年度	474,187
平成30年度	416,734
令和元年度	396,915
令和2年度	384,735
令和3年度	355,239
令和4年度	340,209

1 録音反訳方式により反訳を行う場合の反訳料金

1時間5, 800円から14, 100円程度。

急を要する事案等に応じて1分当たりの反訳料金の単価が異なる。

2 反訳にかかる時間

録音反訳方式による反訳書の提出期限は、録音反訳業務委託契約書（以下「本件契約」という。）に定められている。

本件契約においては、反訳書の提出期限を、反訳対象データを受領した日の翌日から起算して1.0日以内と定めている。

なお、本件契約においては、急を要する事案等に応じて上記とは別の提出期限を定めている。

法廷で使用されているコンピュータ内蔵の速記タイプの使用届出数

コンピュータ内蔵の速記タイプ（ステンチュラ）の使用届を提出している速記官は、令和4年1月1日現在で154人である。

民事通常訴訟平均審理期間

(単位：月)

年	第一審		控訴審		上告審		
	簡易裁判所	地方裁判所	地方裁判所	高等裁判所	高等裁判所	最高裁判所	
						上告	上告受理
平成24年	2.6	7.8	4.2	5.4	5.1	5.2	5.8
平成25年	2.6	8.2	4.4	5.2	5.0	5.4	5.9
平成26年	2.7	8.5	4.9	5.5	4.1	4.8	5.4
平成27年	2.8	8.7	7.2	6.0	4.3	4.5	5.0
平成28年	2.8	8.6	7.3	5.8	5.2	3.5	3.6
平成29年	2.8	8.7	7.5	5.7	4.2	2.7	2.9
平成30年	2.7	9.0	5.2	5.7	3.9	2.5	2.7
令和元年	2.8	9.5	5.1	5.8	4.0	3.2	3.4
令和2年	3.7	9.9	5.8	6.8	4.1	4.8	5.1
令和3年	3.7	10.5	5.3	6.7	3.0	3.2	3.5

- (注) 1 令和3年の数値は、速報値である。
 2 第一审については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。
 3 最高裁判所が上告審の場合、上告審に直接上告状を提出したものは含まれていない。

刑事通常訴訟平均審理期間（審級別）

(単位：月)

年度	第一審		控訴審	上告審
	簡易裁判所	地方裁判所	高等裁判所	最高裁判所
平成24年	2.1	3.0	3.1	3.7
25	2.0	3.1	3.2	3.2
26	2.1	3.0	3.1	3.0
27	2.2	3.0	3.2	2.8
28	2.2	3.2	3.3	2.8
29	2.2	3.2	3.4	2.9
30	2.2	3.3	3.4	2.9
令和元年	2.4	3.4	3.4	2.8
2	2.5	3.6	3.7	3.1
3	2.5	3.7	3.7	2.9

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

行政訴訟事件の平均審理期間

(単位:月)

	第一審		控訴審	上告審	
	地方裁判所	高等裁判所	高等裁判所	上告事件	上告受理事件
平成 24 年	13.9	8.4	6.1	6.5	6.5
平成 25 年	15.0	6.6	5.9	4.6	5.0
平成 26 年	14.7	8.1	5.9	4.8	5.4
平成 27 年	14.6	8.3	5.9	5.4	6.2
平成 28 年	14.4	8.0	5.9	4.7	5.4
平成 29 年	15.2	9.6	5.7	3.9	4.0
平成 30 年	14.5	9.2	6.1	3.2	3.5
令和元年	16.2	8.0	6.1	2.9	3.2
令和2年	15.9	9.9	7.6	4.2	4.5
令和3年	18.0	9.9	7.5	2.7	3.2

(注)令和3年の数値は速報値である。

人証調べのある民事第一審訴訟事件の平均審理期間（対席判決、和解）
(単位：月)

	平均審理期間	
	対席判決	和解
平成24年	19.2	18.4
平成25年	19.4	18.4
平成26年	19.7	18.8
平成27年	20.1	18.8
平成28年	20.6	19.3
平成29年	20.7	19.4
平成30年	21.4	20.1
令和元年	21.9	20.7
令和2年	23.0	21.8
令和3年	23.4	21.5

(注) 1 令和3年の数値は、速報値である。

2 対象事件は、地裁民事第一審訴訟事件のほか、家裁における第一審（人事訴訟等）を含む。

家事事件及び人事訴訟事件の平均審理期間(平成24年～令和3年)

家事事件の平均審理期間(月)

	審判事件全体	別表第一(甲類)審判事件	別表第二(乙類)審判事件	調停事件全体
平成24年	1.1	0.9	4.9	4.9
平成25年	1.1	1.0	5.4	5.2
平成26年	1.1	1.0	5.4	5.3
平成27年	1.1	1.0	5.6	5.3
平成28年	1.1	1.0	5.6	5.5
平成29年	1.1	1.0	5.6	5.8
平成30年	1.1	1.0	5.7	6.0
令和元年	1.1	1.0	5.8	6.3
令和2年	1.2	1.1	6.0	7.2
令和3年	1.1	1.0	6.0	7.4

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

人事訴訟事件の平均審理期間(月)

	人事訴訟全体
平成24年	11.2
平成25年	11.3
平成26年	11.6
平成27年	11.9
平成28年	12.3
平成29年	12.5
平成30年	12.8
令和元年	13.2
令和2年	13.8
令和3年	13.8

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

少年保護事件の平均審理期間(一般, 道路交通別, 平成24年～令和3年)

一般保護事件

	平均審理期間(月)
平成24年	2.7
平成25年	2.6
平成26年	2.7
平成27年	2.5
平成28年	2.4
平成29年	2.5
平成30年	2.6
令和元年	2.7
令和2年	3.1
令和3年	2.7

(注)1 一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものという。

2 次の事件を除く。

(1) 簡易送致事件

(2) (無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による業務上(重)過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件

(3) 移送・回付で終局した事件

(4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)

3 平成27年以降の数値は車両運転による過失致死傷事件を除く。

4 令和3年の数値は速報値である。

道路交通保護事件

	平均審理期間(月)
平成24年	1.8
平成25年	1.7
平成26年	1.7
平成27年	1.6
平成28年	1.6
平成29年	1.6
平成30年	1.6
令和元年	1.6
令和2年	1.8
令和3年	1.7

(注) 1 道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。

2 令和3年の数値は速報値である。

医事関係事件の平均審理期間

(単位:月)

	平均審理期間	
	第一審	控訴審
平成24年	24.5	8.8
平成25年	23.3	7.6
平成26年	22.6	7.8
平成27年	22.8	8.7
平成28年	23.2	6.9
平成29年	24.4	7.7
平成30年	23.5	7.8
令和元年	25.2	8.4
令和2年	26.1	9.6
令和3年	26.8	8.9

(注)1 令和3年の数値は、速報値である。

2 上告審については把握していない。

3 第一审については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。

建築関係事件の平均審理期間

(単位:月)

	平均審理期間	
	第一審	控訴審
平成24年	13.7	8.2
平成25年	14.7	7.1
平成26年	14.8	7.3
平成27年	15.3	7.7
平成28年	16.3	7.3
平成29年	15.9	7.8
平成30年	16.0	7.7
令和元年	16.5	6.6
令和2年	16.9	7.9
令和3年	19.2	8.7

(注)1 令和3年の数値は、速報値である。

2 上告審については把握していない。

3 第一审については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。

知財関係民事訴訟事件の平均審理期間
(単位:月)

	第一審	控訴審
	地方裁判所	高等裁判所
平成 24 年	16.8	7.4
平成 25 年	16.1	7.9
平成 26 年	15.0	8.0
平成 27 年	14.5	8.0
平成 28 年	14.0	8.0
平成 29 年	13.0	7.5
平成 30 年	12.9	7.7
令和元年	15.2	7.3
令和2年	15.4	9.4
令和3年	16.2	7.5

(注1)令和3年の数値は速報値である。

(注2)上告審については把握していない。

労働関係民事訴訟事件の平均審理期間
(単位:月)

	第一審	控訴審
	地方裁判所	高等裁判所
平成 24 年	13.0	6.5
平成 25 年	13.8	5.5
平成 26 年	14.3	5.4
平成 27 年	14.2	5.7
平成 28 年	14.3	5.6
平成 29 年	14.7	6.0
平成 30 年	14.5	6.0
令和元年	15.5	6.2
令和2年	15.9	7.3
令和3年	16.7	6.9

(注1)令和3年の数値は速報値である。

(注2)上告審については把握していない。

労働審判事件の平均審理期間
(単位:月)

平成 24 年	2.4
平成 25 年	2.6
平成 26 年	2.6
平成 27 年	2.7
平成 28 年	2.6
平成 29 年	2.6
平成 30 年	2.7
令和元年	2.9
令和2年	3.6
令和3年	3.0

(注)令和3年の数値は速報値である。

交通関係訴訟事件の平均審理期間
(単位:月)

	平均審理期間	
	第一審	控訴審
平成24年	8.2	5.0
平成25年	8.4	4.9
平成26年	8.5	4.8
平成27年	8.6	5.0
平成28年	8.8	4.8
平成29年	8.9	4.7
平成30年	8.9	4.7
令和元年	9.2	4.9
令和2年	9.8	5.6
令和3年	10.2	5.1

- (注) 1 令和3年の数値は、速報値である。
2 上告審については把握していない。
3 第一审については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。

少額訴訟事件の平均審理期間（通常移行したものを除く。）

	平均審理期間 (単位:月)
平成24年	1.6
平成25年	1.7
平成26年	2.2
平成27年	1.8
平成28年	1.8
平成29年	1.9
平成30年	1.9
令和元年	2.1
令和2年	2.8
令和3年	2.5

（注）令和3年の数値は、速報値である。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく
子の返還申立事件の平均審理期間(平成26年～令和3年)

	平均審理期間(日)
平成26年	39.0
平成27年	53.6
平成28年	103.0
平成29年	52.3
平成30年	51.8
令和元年	53.6
令和2年	67.5
令和3年	67.7

(注)数値は、実情調査の結果に基づく概数である。

(注)移送で係属又は終局した事件を含む。

(注)同法律に基づく面会交流の調停等申立事件の平均審理期間については把握していない。

民事訴訟法 82条及び非訟事件手続法 29条に基づく訴訟救助申立件数（審級別）

令和3年

審 級	訴 訟 救 助 申 立 件 数
簡易裁判所	563件 なお、民事通常訴訟事件に限った申立件数は把握していない。
家庭裁判所	1282件 なお、人事訴訟事件に限った申立件数は把握していない。
地方裁判所	3337件 なお、民事通常訴訟事件に限った申立件数は把握しておらず、第一審事件、控訴審事件の区別も把握していない。
高等裁判所	把握していない。
最高裁判所	119件

※ 数値は速報値である。

民事通常訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審級別、終局区分別）

	第一審					
	簡易裁判所			地方裁判所		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成24年	403,309	420,728	75,981	161,313	168,229	98,159
平成25年	333,746	342,316	67,411	147,390	149,930	95,619
平成26年	319,071	317,719	68,763	142,488	141,008	97,099
平成27年	321,666	319,090	71,339	143,817	140,973	99,943
平成28年	326,170	326,621	70,888	148,307	148,023	100,227
平成29年	336,384	337,142	70,130	146,680	145,984	100,923
平成30年	341,349	339,102	72,377	138,444	138,683	100,684
令和元年	344,101	337,797	78,681	134,935	131,557	104,062
令和2年	309,363	295,365	92,679	133,430	122,762	114,730
令和3年	322,677	327,736	87,620	130,860	139,008	106,582

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

	第一審簡易裁判所既済件数				
	判決	和解	取下げ	その他	
平成24年	420,728	167,128	49,610	112,588	91,402
平成25年	342,316	138,957	41,439	93,290	68,630
平成26年	317,719	124,980	40,261	91,011	61,467
平成27年	319,090	127,930	39,711	93,356	58,093
平成28年	326,621	131,705	39,370	98,485	57,061
平成29年	337,142	136,217	37,672	109,274	53,979
平成30年	339,102	137,704	35,283	114,088	52,027
令和元年	337,797	139,843	34,353	111,762	51,839
令和2年	295,365	120,358	27,161	104,119	43,727
令和3年	327,736	146,406	26,923	106,053	48,354

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

	第一審地方裁判所既済件数				
	判決	和解	取下げ	その他	
平成24年	168,229	69,742	57,373	36,154	4,960
平成25年	149,930	64,744	51,057	30,096	4,033
平成26年	141,008	61,455	48,693	26,117	4,743
平成27年	140,974	59,866	50,694	24,513	5,901
平成28年	148,023	61,323	52,960	23,686	10,054
平成29年	145,984	58,642	53,037	21,045	13,260
平成30年	138,683	57,370	51,448	19,804	10,061
令和元年	131,557	57,549	50,623	19,410	3,975
令和2年	122,760	53,084	43,364	22,379	3,933
令和3年	139,003	59,986	51,239	23,161	4,617

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

	控訴審					
	地方裁判所			高等裁判所		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成24年	11,483	12,101	3,906	18,569	18,986	6,748
平成25年	8,590	8,829	3,667	16,522	17,072	6,198
平成26年	6,674	7,511	2,830	15,310	15,308	6,200
平成27年	5,895	6,454	2,271	15,067	15,612	5,655
平成28年	5,061	5,552	1,780	14,145	14,415	5,385
平成29年	5,134	5,167	1,747	13,584	13,744	5,225
平成30年	4,404	4,626	1,525	12,567	12,922	4,870
令和元年	3,999	3,944	1,580	12,416	12,228	5,058
令和2年	3,710	3,638	1,652	10,760	10,398	5,420
令和3年	4,319	4,273	1,698	12,915	12,109	6,226

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

	控訴審地方裁判所既済件数				
	判決	和解	取下げ	その他	
平成24年	12,101	7,154	1,786	3,040	121
平成25年	8,829	5,272	1,496	1,927	134
平成26年	7,511	4,480	1,433	1,407	191
平成27年	6,454	3,248	1,728	987	491
平成28年	5,552	2,651	1,654	739	508
平成29年	5,167	2,521	1,607	611	428
平成30年	4,626	2,150	1,625	556	295
令和元年	3,944	1,859	1,437	533	115
令和2年	3,638	1,705	1,222	608	103
令和3年	4,273	2,017	1,424	708	124

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

	控訴審高等裁判所既済件数				
	判決	和解	取下げ	その他	
平成24年	18,986	11,429	5,387	1,745	425
平成25年	17,072	9,917	5,219	1,507	429
平成26年	15,308	8,824	5,041	1,076	367
平成27年	15,612	8,935	4,931	1,207	539
平成28年	14,415	8,484	4,604	915	412
平成29年	13,744	7,974	4,365	894	511
平成30年	12,922	7,593	4,151	773	405
令和元年	12,228	7,176	3,978	757	317
令和2年	10,398	5,956	3,273	873	296
令和3年	12,109	7,279	3,556	906	368

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

	上告審								
	高等裁判所			最高裁判所					
				上告			上告受理		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成24年	615	623	227	2,320	2,354	908	2,843	2,831	1,267
平成25年	554	614	167	2,285	2,375	818	2,713	2,819	1,161
平成26年	595	601	161	2,031	2,150	699	2,527	2,709	979
平成27年	483	458	186	1,935	2,123	511	2,326	2,620	685
平成28年	485	521	150	1,914	2,020	405	2,354	2,507	532
平成29年	460	476	134	1,893	1,866	432	2,239	2,246	525
平成30年	490	486	138	1,787	1,782	437	2,104	2,064	565
令和元年	422	445	115	1,765	1,743	459	2,107	2,081	591
令和2年	359	391	83	1,570	1,631	398	1,809	1,919	481
令和3年	436	383	136	1,724	1,649	473	2,069	1,925	625

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

	上告審高等裁判所既済件数				
	判決	和解	取下げ	その他	
平成24年	623	519	13	83	8
平成25年	614	562	19	24	9
平成26年	601	534	9	45	13
平成27年	458	421	15	6	16
平成28年	521	499	5	8	9
平成29年	476	454	5	6	11
平成30年	486	467	6	7	6
令和元年	445	417	9	5	14
令和2年	391	367	6	2	16
令和3年	383	371	3	3	6

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

	上告審最高裁判所上告既済件数				
	判決	決定	取下げ	その他	
平成24年	2,354	2	2,314	34	4
平成25年	2,375	5	2,334	29	7
平成26年	2,150	5	2,124	16	5
平成27年	2,123	6	2,095	16	6
平成28年	2,020	5	1,999	15	1
平成29年	1,866	1	1,853	6	6
平成30年	1,782	2	1,766	12	2
令和元年	1,743	0	1,734	7	2
令和2年	1,631	0	1,621	8	2
令和3年	1,649	2	1,636	9	2

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

	上告審最高裁判所上告受理既済件数				
	判決	決定	取下げ	その他	
平成24年	2,831	51	2,705	53	22
平成25年	2,819	28	2,735	41	15
平成26年	2,709	37	2,614	37	21
平成27年	2,620	30	2,549	19	22
平成28年	2,507	31	2,437	21	18
平成29年	2,246	23	2,201	12	10
平成30年	2,064	24	2,014	15	11
令和元年	2,081	29	2,022	18	12
令和2年	1,919	32	1,862	12	13
令和3年	1,925	28	1,877	9	11

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

医事関係事件(第一審)、建築関係事件(第一審)及び交通関係事件(第一審)の新受、既済件数

	医事関係事件		建築関係事件		交通関係事件	
	新受	既済	新受	既済	新受	既済
平成24年	792 (769)	844 (821)	2,849 (2,221)	2,863 (2,222)	25,810 (11,302)	23,980 (10,043)
平成25年	802 (779)	804 (780)	2,567 (2,036)	2,614 (2,053)	27,652 (12,224)	25,845 (11,186)
平成26年	865 (835)	794 (765)	2,549 (1,998)	2,479 (1,917)	31,456 (13,495)	28,746 (12,065)
平成27年	832 (804)	787 (751)	2,493 (1,974)	2,512 (1,964)	34,165 (14,692)	32,235 (13,537)
平成28年	863 (819)	790 (750)	2,408 (1,966)	2,483 (2,031)	36,470 (15,704)	34,512 (14,693)
平成29年	828 (800)	780 (751)	2,357 (1,976)	2,326 (1,909)	38,724 (16,005)	37,685 (15,829)
平成30年	773 (741)	806 (770)	2,319 (1,917)	2,232 (1,837)	38,233 (16,135)	37,989 (15,708)
令和元年	815 (783)	853 (821)	2,448 (2,054)	2,248 (1,865)	37,724 (16,069)	37,188 (15,839)
令和2年	750 (732)	666 (647)	2,391 (1,980)	2,057 (1,656)	37,401 (16,127)	34,738 (14,506)
令和3年	761 (742)	850 (820)	2,229 (2,000)	2,389 (2,053)	35,164 (15,284)	38,718 (17,463)

(注)1 令和3年の数値は、速報値である。

2 少額訴訟から通常訴訟へ移行した事件は除く。

3 地裁及び簡裁の事件の総数である(括弧内は地裁の件数)。

4 未済件数については把握していない。

行政訴訟(第一審), 労働関係民事訴訟(第一審), 知的財産権関係民事訴訟(第一審)及び
労働審判事件の新受, 既済及び未済件数(地裁)

	行政訴訟事件			労働関係民事訴訟事件		知的財産権関係民事訴訟事件		労働審判事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	新受	既済	新受	既済	未済
平成24年	2,938(2,417)	2,934(2,441)	2,998(2,656)	3,227	3,095	499	454	3,719	3,697	732
平成25年	2,767(2,237)	2,881(2,243)	2,884(2,650)	3,217	3,001	550	564	3,678	3,612	798
平成26年	2,455(2,106)	2,549(2,184)	2,790(2,572)	3,257	3,049	546	580	3,416	3,408	806
平成27年	2,828(2,486)	2,567(2,206)	3,051(2,852)	3,391	3,278	532	525	3,679	3,674	811
平成28年	2,441(2,094)	2,713(2,375)	2,779(2,571)	3,391	3,400	501	538	3,414	3,524	701
平成29年	2,320(2,011)	2,352(2,056)	2,747(2,526)	3,527	3,339	699	570	3,369	3,372	698
平成30年	2,104(1,892)	2,237(1,946)	2,614(2,472)	3,500	3,333	494	535	3,630	3,429	899
令和元年	2,073(1,810)	2,161(1,920)	2,526(2,362)	3,619	3,438	514	546	3,665	3,670	894
令和2年	1,867(1,692)	1,739(1,553)	2,654(2,501)	3,963	2,973	492	423	3,907	3,755	1,046
令和3年	2,028(1,799)	2,124(1,916)	2,558(2,384)	3,646	3,853	569	513	3,609	3,848	807

(注1)行政訴訟事件は、高裁及び地裁の事件の総数である(括弧内は地裁の件数)。

(注2)労働関係民事訴訟事件及び知的財産権関係民事訴訟事件は、地裁の事件の総数である。

(注3)令和3年の数値は速報値である。

(注4)労働関係民事訴訟事件及び知的財産権関係民事訴訟事件の未済件数については把握していない。

民事訴訟事件中の本人訴訟の件数及び割合（第一審）

		弁護士又は司法書士を付けたもの								当事者本人によるもの	
		双方				一方					
		双方弁護士	原告側弁護士・被告側司法書士	原告側司法書士・被告側弁護士	双方司法書士	原告側弁護士	原告側司法書士	被告側弁護士	被告側司法書士		
地方裁判所	件数	67,381	-	-	-	57,296	-	4,143	-	10,176	
通常訴訟事件	割合 (%)	48.5	-	-	-	41.2	-	3.0	-	7.3	
簡易裁判所	件数	20,473	254	1,708	194	23,921	10,147	17,052	3,209	250,945	
通常訴訟事件	割合 (%)	6.2	0.1	0.5	0.06	7.3	3.1	5.2	1.0	76.5	
簡易裁判所	件数	24	3	3	0	364	113	224	16	4,692	
少額訴訟事件	割合 (%)	0.4	0.06	0.06	0.00	6.7	2.1	4.1	0.3	86.3	

(注) 1 本表の数値は、令和3年の速報値である。

2 少額訴訟から通常訴訟に移行した事件は、通常訴訟に含めた。

刑事通常訴訟事件の新受、既済及び未済人員(審級別)

年度	簡易裁判所			地方裁判所		
	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員
平成24年	10,105	10,202	1,655	76,588	78,395	20,732
25	9,842	9,912	1,585	71,771	71,904	20,599
26	8,694	8,758	1,521	72,776	72,115	21,260
27	7,821	7,957	1,385	75,566	74,112	22,714
28	6,991	7,117	1,259	71,900	73,359	21,255
29	6,681	6,724	1,216	68,830	69,296	20,789
30	6,197	6,167	1,246	69,028	68,163	21,654
令和元年	5,384	5,519	1,111	67,554	67,221	21,987
2	4,472	4,676	907	66,939	65,561	23,365
3	3,758	3,927	738	65,151	66,019	22,497

(注) 1 延べ人員である。

2 令和3年の数値は、速報値である。

年度	高等裁判所			最高裁判所		
	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員
平成24年	6,556	6,619	1,345	2,251	2,375	555
25	6,091	6,108	1,328	1,968	2,020	503
26	5,905	5,890	1,343	1,906	1,990	419
27	6,017	6,078	1,282	1,912	1,895	436
28	6,124	5,910	1,496	1,984	1,958	462
29	5,976	6,098	1,374	2,169	2,107	524
30	5,750	5,710	1,414	1,955	1,993	486
令和元年	5,814	5,828	1,400	2,061	2,092	455
2	5,398	5,332	1,466	1,849	1,882	422
3	5,205	5,331	1,340	1,816	1,852	386

(注) 1 延べ人員である。

2 令和3年の数値は、速報値である。

刑事通常第一審における裁判員裁判対象事件の新受人員

	新受人員
平成24年	1,457
25	1,465
26	1,393
27	1,333
28	1,077
29	1,122
30	1,090
令和元年	1,133
2	1,004
3	793

- (注) 1 延べ人員である。
2 受理後の罰則変更により、裁判員裁判対象事件
になったものを含まず、同事件に該当しなくなつ
たものを含む。
3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の
支部に起訴された人員を除く。
4 令和3年の数値は、速報値である。

家事事件・人事訴訟事件の新受、既済及び未済件数(平成24年～令和3年)

	家事事件総数			家事審判事件			家事調停事件			人事訴訟事件			その他		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成24年	857,228	853,596	110,370	672,681	670,575	43,724	141,802	139,805	53,913	11,409	11,840	9,745	31,336	31,376	2,988
平成25年	916,397	905,059	121,708	734,227	724,591	53,360	139,593	137,627	55,879	10,594	10,873	9,466	31,983	31,968	3,003
平成26年	910,637	910,244	122,101	730,608	730,646	53,322	137,207	137,258	55,828	10,527	10,231	9,762	32,295	32,109	3,189
平成27年	969,925	958,660	133,366	784,088	776,091	61,319	140,822	137,601	59,049	10,338	10,362	9,738	34,677	34,606	3,260
平成28年	1,022,765	1,023,683	132,448	835,713	838,564	58,468	140,640	138,700	60,989	10,004	9,949	9,793	36,408	36,470	3,198
平成29年	1,050,185	1,051,735	130,898	863,884	867,602	54,750	139,274	137,194	63,069	9,827	9,973	9,647	37,200	36,966	3,432
平成30年	1,066,323	1,060,698	136,523	883,000	879,223	58,527	135,784	134,079	64,774	9,272	9,474	9,445	38,267	37,922	3,777
令和元年	1,091,806	1,082,437	145,892	907,799	904,773	61,553	136,359	130,520	70,613	9,042	8,827	9,660	38,606	38,317	4,066
令和2年	1,105,382	1,091,974	159,300	926,829	921,162	67,220	130,937	124,345	77,205	8,568	8,156	10,072	39,048	38,311	4,803
令和3年	1,150,277	1,155,410	154,165	967,320	966,618	67,921	132,546	139,149	70,601	10,094	9,171	10,995	40,317	40,472	4,648

1 令和3年の数値は、速報値である。なお、令和3年の各未済件数は速報値であるため、前年未済件数+当年新受件数-当年既済件数と一致していない点にご留意頂きたい。

2 家事事件総数、家事審判事件及び家事調停事件における平成25年から令和3年までの数値は、高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数を含まない。

3 「その他」は、通常訴訟事件、子の返還申立事件、家事抗告提起事件、民事控訴提起事件、飛躍上告提起事件、飛躍上告受理申立事件、再審事件、保全命令事件、家事共助事件、家事雑事件の件数の合計である。

少年保護事件(一般保護事件、道路交通保護事件別)及び準少年保護事件の新受、既済及び未済人員(平成24年～令和3年)

		新受	既済	未済
平成24年	少年総数	132,142	137,301	19,636
	少年一般保護	106,598	110,823	16,230
	道路交通保護	25,544	26,478	3,406
	準少年保護	682	640	120
平成25年	少年総数	121,284	121,696	19,224
	少年一般保護	97,355	97,737	15,848
	道路交通保護	23,929	23,959	3,376
	準少年保護	630	671	79
平成26年	少年総数	107,479	110,435	16,268
	少年一般保護	85,840	88,438	13,250
	道路交通保護	21,639	21,997	3,018
	準少年保護	642	638	83
平成27年	少年総数	93,395	96,329	13,334
	少年一般保護	72,701	75,294	10,657
	道路交通保護	20,694	21,035	2,677
	準少年保護	598	604	77
平成28年	少年総数	81,998	83,908	11,424
	少年一般保護	62,888	64,280	9,265
	道路交通保護	19,110	19,628	2,159
	準少年保護	605	600	82
平成29年	少年総数	73,353	74,441	10,336
	少年一般保護	56,386	57,325	8,326
	道路交通保護	16,967	17,116	2,010
	準少年保護	666	646	102
平成30年	少年総数	64,869	65,636	9,569
	少年一般保護	49,599	50,238	7,687
	道路交通保護	15,270	15,398	1,882
	準少年保護	585	593	94
令和元年	少年総数	56,408	56,959	9,018
	少年一般保護	43,066	43,474	7,279
	道路交通保護	13,342	13,485	1,739
	準少年保護	567	570	91
令和2年	少年総数	51,485	52,619	7,884
	少年一般保護	38,547	39,627	6,199
	道路交通保護	12,938	12,992	1,685
	準少年保護	534	536	89
令和3年	少年総数	45,890	46,533	7,241
	少年一般保護	34,484	34,978	5,705
	道路交通保護	11,406	11,555	1,536
	準少年保護	494	502	81

- (注) 1 一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通保護事件を除いたものをいう。
 2 道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。
 3 令和3年の数値は速報値である。

成年後見関係事件の新受: 既済及び未済件数(平成24年～令和3年)

	後見開始等事件			保佐開始等事件			補助開始等事件			後見等監督処分事件			後見人等の報酬付与事件			任意後見契約に関する法律関係事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成24年	28,600	28,346	2,762	9,835	9,583	1,563	3,711	3,666	450	43,448	43,129	7,056	45,091	44,614	2,046	2,085	2,108	197
平成25年	28,208	27,924	3,046	10,531	10,414	1,680	3,806	3,754	502	81,995	74,132	14,919	58,918	58,159	2,805	2,547	2,492	252
平成26年	27,687	27,563	3,170	11,288	11,095	1,873	3,998	4,016	484	93,657	95,758	12,818	76,420	75,255	3,970	2,865	2,843	274
平成27年	27,708	27,733	3,145	11,904	11,832	1,945	4,003	3,894	593	109,253	105,567	16,504	101,088	100,415	4,643	3,428	3,328	374
平成28年	26,971	27,246	2,870	12,373	12,365	1,953	3,943	3,970	566	141,222	142,083	15,643	123,599	123,814	4,428	3,895	3,960	309
平成29年	27,918	27,799	2,989	13,361	13,170	2,144	4,098	4,065	599	153,253	155,835	13,061	137,722	138,343	3,807	4,333	4,338	304
平成30年	28,107	27,958	3,138	14,442	14,210	2,376	4,458	4,383	674	162,085	161,076	14,070	146,984	146,152	4,639	4,511	4,478	337
令和元年	26,571	26,524	3,185	15,513	15,286	2,603	5,661	5,408	927	166,927	167,250	13,747	157,018	156,925	4,732	4,618	4,618	337
令和2年	26,444	26,434	3,195	17,270	16,895	2,978	7,425	7,160	1,192	169,323	168,717	14,353	165,818	165,325	5,225	4,745	4,722	360
令和3年	28,143	27,858	3,480	18,715	18,494	3,199	7,974	7,880	1,286	173,445	173,549	14,247	178,043	177,472	5,795	4,894	4,907	347

- 1 後見開始等事件とは、後見開始の審判及びその取消事件をいう。
- 2 保佐開始等事件とは、保佐開始の審判、その取消しその他の保佐に関する処分事件をいう。
- 3 補助開始等事件とは、補助開始の審判、その取消しその他の補助に関する処分事件をいう。
- 4 後見等監督処分事件とは、後見、保佐又は補助の事務の報告その他の後見等の事務に関する処分事件をいう。
- 5 後見人等の報酬付与事件とは、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に対する報酬の付与事件をいう。
- 6 任意後見契約に関する法律関係事件とは、任意後見監督人選任、任意後見監督処分及び任意後見監督人の報酬等任意後見契約に関する法律に基づいて申し立てられた事件をいう。
- 7 令和3年の数値は、速報値である。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく
子の返還申立事件の新受、既済及び未済件数(平成26年～令和3年)

	新受	既済	未済
平成26年	9	2	7
平成27年	26	28	5
平成28年	25	25	5
平成29年	12	15	2
平成30年	27	25	4
令和元年	16	19	1
令和2年	18	15	4
令和3年	9	11	2

(注)令和3年の数値は、速報値である。

終局区分別既済件数

	既済総数	終局区分別件数				
		認容	却下	調停成立	取下げ	その他
平成26年	2	1	1	0	0	0
平成27年	28	14	2	8	0	4
平成28年	25	6	5	8	4	2
平成29年	15	5	0	8	1	1
平成30年	25	6	5	12	2	0
令和元年	19	3	3	11	0	2
令和2年	15	5	3	0	5	2
令和3年	11	4	0	0	6	1

(注)数値は、実情調査の結果に基づく概数である。

(注)調停成立は、手続上、子の返還申立事件について申立ての取下げがあったものとみなされる(法147条)。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく面会交流の調停等申立事件の新受件数(平成26年～令和3年)

	件数
平成26年	4
平成27年	11
平成28年	10
平成29年	3
平成30年	3
令和元年	0
令和2年	0
令和3年	5

(注)数値は、実情調査の結果に基づく概数であり、標記面会交流事件として当該年に把握したものである。

(注)移送で係属した事件を含む。

(注)既済及び未済件数については把握していない。

特別養子縁組の成立及び養子縁組許可の既済件数(終局区分別)
(平成24年～令和3年)

特別養子縁組

	既済総数	終局区分別件数			
		認容	却下	取下げ	その他
平成24年	414	339	16	59	0
平成25年	574	474	21	79	0
平成26年	596	513	11	66	6
平成27年	655	542	31	81	1
平成28年	584	495	18	69	2
平成29年	713	616	21	69	7
平成30年	719	624	18	77	0
令和元年	833	711	25	93	4
令和2年	814	693	18	100	3
令和3年	815	684	25	103	3

養子縁組許可

	既済総数	終局区分別件数			
		認容	却下	取下げ	その他
平成24年	1148	790	40	312	6
平成25年	1068	749	35	279	5
平成26年	1094	710	29	346	9
平成27年	1042	728	20	286	8
平成28年	1092	744	39	297	12
平成29年	921	625	31	255	10
平成30年	937	619	17	289	12
令和元年	986	677	21	276	12
令和2年	866	606	15	237	8
令和3年	726	515	15	188	8

(注)令和3年の数値は、速報値である。

特別養子縁組の成立及び養子縁組許可の既済件数(養親となる者と養子となる者との関係別)

(平成28年4月～平成29年3月)

	既済総数	終局区分別件数			
		認容	却下	取下げ	その他
特別養子縁組の成立	607	538	14	53	2
親族	80	35	9	35	1
里親	366	358	2	5	1
その他	161	145	3	13	0
養子縁組許可	711	480	31	198	2
親族	524	365	12	145	2
里親	24	23	0	1	0
その他	163	92	19	52	0
合計	1,318	1,018	45	251	4

(注)数値は、実情調査の結果に基づく概数である。

(注)上記期間以外の数値は、把握していない。

(令和2年4月～同年12月)

	既済総数	終局区分別件数			
		認容	却下	取下げ	その他
特別養子縁組の成立	244	179	6	57	2
養親	39	18	3	16	2
親族	33	4	2	27	0
里親	132	126	0	6	0
その他	40	31	1	8	0

(令和3年1月～同年12月)

	既済総数	終局区分別件数			
		認容	却下	取下げ	その他
特別養子縁組の成立	750	639	18	90	3
養親	100	61	9	30	0
親族	49	18	4	27	0
里親	478	462	2	12	2
その他	123	98	3	21	1

少額訴訟事件の新受件数、既済件数及び未済件数

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
新受件数	15,897	13,240	12,109	11,542	11,030	10,041	9,310	8,542	7,944	7,094
既済件数	16,394	13,570	12,115	11,643	11,116	10,164	9,312	8,668	7,692	7,455
未済件数	2,780	2,450	2,444	2,343	2,257	2,134	2,132	2,006	2,258	1,897

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

少額訴訟事件の既済件数（終局区分別）

	既済件数	通常移行せずに終局した事件数				
		判決	和解	取下げ	和解に代わる決定	その他
平成24年	16,394	12,754	5,212	4,018	2,708	587
平成25年	13,570	10,554	4,327	3,228	2,344	462
平成26年	12,115	9,227	3,966	2,618	2,034	374
平成27年	11,643	8,906	3,768	2,497	2,068	399
平成28年	11,116	8,359	3,582	2,263	1,967	374
平成29年	10,164	7,595	3,238	2,071	1,773	354
平成30年	9,312	7,070	3,044	1,741	1,845	301
令和元年	8,668	6,560	2,918	1,499	1,677	303
令和2年	7,692	5,915	2,622	1,251	1,639	233
令和3年	7,455	5,439	2,398	1,093	1,539	255

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

民事一般調停事件の新受件数、未済件数及び既済件数（終局区分別）

	新受件数									
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
簡裁	28,316	25,213	23,032	21,224	20,180	18,361	17,171	16,266	15,070	15,152
地裁	6,319	3,956	2,969	2,460	2,700	2,432	2,168	2,107	3,086	4,400
高裁	7	7	7	15	11	4	12	22	58	59
総数	34,642	29,176	26,008	23,699	22,891	20,797	19,351	18,395	18,214	19,611

	既済件数									
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
簡裁	28,717	25,304	23,348	20,996	20,264	18,571	17,261	16,389	15,015	15,578
地裁	6,364	3,937	2,932	2,385	2,670	2,363	2,172	2,092	3,035	4,396
高裁	6	7	8	12	10	10	11	19	58	60
総数	35,087	29,248	26,288	23,393	22,944	20,944	19,444	18,500	18,108	20,034

	未済件数									
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
簡裁	5,115	5,024	4,708	4,936	4,852	4,642	4,552	4,429	4,484	4,058
地裁	318	337	374	449	479	548	544	559	610	614
高裁	3	3	2	5	6	0	1	4	4	3
総数	5,436	5,364	5,084	5,390	5,337	5,190	5,097	4,992	5,098	4,675

		既済件数								その他
		成 立	不 成 立	調 停 に 代 わ る 決 定	調 停 条 項 を 定 め た も の	調 停 条 項 を 受 諸 し た も の	調 停 を し な い も の と し た も の	取 下 げ		
簡裁	平成24年	28,717	8,828	8,609	7,343	0	0	150	3,376	411
	平成25年	25,304	7,993	7,698	5,574	0	0	127	3,641	271
	平成26年	23,348	7,435	6,880	4,350	0	0	124	4,343	216
	平成27年	20,996	7,079	6,211	3,875	0	0	155	3,487	189
	平成28年	20,264	6,980	6,094	3,519	0	0	121	3,319	231
	平成29年	18,571	6,055	5,868	3,730	0	0	130	2,562	226
	平成30年	17,261	5,818	5,307	3,502	0	0	125	2,284	225
	令和元年	16,389	5,437	5,402	3,164	0	0	118	2,055	213
	令和2年	15,015	4,267	4,774	3,807	0	0	129	1,834	204
	令和3年	15,570	4,248	4,767	4,533	0	0	152	1,691	179
地裁	平成24年	6,364	213	153	5,937	0	0	7	10	44
	平成25年	3,937	215	135	3,547	0	0	3	6	31
	平成26年	2,932	219	140	2,540	0	0	5	7	21
	平成27年	2,385	241	127	1,972	0	0	8	3	34
	平成28年	2,670	318	156	2,131	0	0	11	7	47
	平成29年	2,363	391	177	1,747	0	0	7	7	34
	平成30年	2,172	375	195	1,549	0	0	1	14	38
	令和元年	2,092	283	193	1,555	0	0	6	4	51
	令和2年	3,035	407	153	2,392	0	0	11	9	63
	令和3年	4,396	1,482	199	2,606	0	0	5	8	96
総数	平成24年	35,081	9,041	8,762	13,280	0	0	157	3,386	455
	平成25年	29,241	8,208	7,833	9,121	0	0	130	3,647	302
	平成26年	26,280	7,654	7,020	6,890	0	0	129	4,350	237
	平成27年	23,381	7,320	6,338	5,847	0	0	163	3,490	223
	平成28年	22,934	7,298	6,250	5,650	0	0	132	3,326	278
	平成29年	20,934	6,446	6,045	5,477	0	0	137	2,569	260
	平成30年	19,433	6,193	5,502	5,051	0	0	126	2,298	263
	令和元年	18,481	5,720	5,595	4,719	0	0	124	2,059	264
	令和2年	18,050	4,674	4,927	6,199	0	0	140	1,843	267
	令和3年	19,966	5,730	4,966	7,139	0	0	157	1,699	275

(注) 1 令和3年の数値は、速報値である。

2 高裁における終局区分別既済件数は把握しておらず、上記終局区分別既済件数（総数）は、高裁を除く数値である。

特定調停事件の新受件数、未済件数及び既済件数（終局区分別）

	新受件数									
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
簡裁	5,492	3,826	3,358	3,067	3,084	3,368	3,294	2,959	2,403	2,231
地裁	22	23	13	11	6	26	69	33	18	40
総数	5,514	3,849	3,371	3,078	3,090	3,394	3,363	2,992	2,421	2,271

	既済件数									
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
簡裁	6,217	3,843	3,406	3,003	3,160	3,208	3,368	2,989	2,423	2,406
地裁	24	23	9	22	11	24	39	52	32	41
総数	6,241	3,866	3,415	3,025	3,171	3,232	3,407	3,041	2,455	2,447

	未済件数									
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
簡裁	725	708	660	724	648	808	734	704	684	509
地裁	14	14	18	7	2	4	34	15	1	0
総数	739	722	678	731	650	812	768	719	685	509

		既済件数								
		成立	不成立	調停に代わる決定	調停条項を定めたもの	調停条項を受諾したもの	調停をしないものとしたもの	取下げ	その他	
簡裁	平成24年	6,217	167	253	4,145	0	0	106	1,534	12
	平成25年	3,843	178	173	2,345	1	0	99	1,037	10
	平成26年	3,406	183	280	1,925	0	0	51	963	4
	平成27年	3,003	197	146	1,781	10	0	72	788	9
	平成28年	3,160	171	201	1,682	13	0	130	952	11
	平成29年	3,208	699	119	1,590	1	0	109	686	4
	平成30年	3,368	514	121	1,815	1	1	61	845	10
	令和元年	2,989	534	146	1,526	2	0	79	695	7
	令和2年	2,423	349	218	1,284	0	0	42	507	23
	令和3年	2,408	399	192	1,281	0	0	17	518	1
地裁	平成24年	24	2	0	4	0	0	0	18	0
	平成25年	23	21	0	0	0	0	0	2	0
	平成26年	9	2	5	1	0	0	0	1	0
	平成27年	22	13	0	3	0	0	0	6	0
	平成28年	11	9	0	0	0	0	0	2	0
	平成29年	24	16	2	5	0	0	0	1	0
	平成30年	39	30	0	7	0	0	0	2	0
	令和元年	52	23	0	23	0	0	0	5	1
	令和2年	32	23	1	2	0	0	0	6	0
	令和3年	41	38	0	1	0	0	1	0	1
総数	平成24年	6,241	169	253	4,149	0	0	106	1,552	12
	平成25年	3,866	199	173	2,345	1	0	99	1,039	10
	平成26年	3,415	185	285	1,926	0	0	51	964	4
	平成27年	3,025	210	146	1,784	10	0	72	794	9
	平成28年	3,171	180	201	1,682	13	0	130	954	11
	平成29年	3,232	715	121	1,595	1	0	109	687	4
	平成30年	3,407	544	121	1,822	1	1	61	847	10
	令和元年	3,041	557	146	1,549	2	0	79	700	8
	令和2年	2,455	372	219	1,286	0	0	42	513	23
	令和3年	2,449	437	192	1,282	0	0	18	518	2

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

破産事件新受件数、既済件数及び未済件数

	総 数		自然人		法人等	
	新受総数	うち自己破産	新受総数	うち自己破産	新受総数	うち自己破産
平成 24 年	92,555	92,013	82,902	82,669	9,653	9,344
25 年	81,136	80,626	72,288	72,049	8,848	8,577
26 年	73,370	72,914	65,394	65,190	7,976	7,724
27 年	71,533	71,077	64,081	63,856	7,452	7,221
28 年	71,840	71,398	64,872	64,639	6,968	6,759
29 年	76,015	75,640	68,995	68,792	7,020	6,848
30 年	80,012	79,682	73,268	73,099	6,744	6,583
令和元年	80,202	79,838	73,292	73,095	6,910	6,743
2 年	78,104	77,763	71,838	71,678	6,266	6,085
3 年	73,453	73,109	68,411	68,238	5,042	4,871

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
既済総数	95,543	83,116	75,799	72,026	71,315	75,069	78,516	79,318	79,348	76,321
終結・最後配当	769	747	634	578	483	424	394	378	320	376
終結・簡易配当	8,824	7,788	7,292	6,582	6,008	6,119	5,996	6,008	6,053	6,480
終結・同意配当	432	364	320	329	280	270	209	192	237	257
終結・その他	14	6	12	3	7	10	9	7	7	2
同時廃止	58,359	49,323	43,591	41,685	41,376	43,763	46,486	45,971	45,515	43,836
異時廃止	24,809	22,762	22,026	20,739	21,262	22,616	23,661	25,141	25,743	23,846
同意廃止	6	2	4	3	2	1	2	2	3	4
棄却又は却下	148	140	154	135	99	126	122	123	111	91
取下げ	2,018	1,815	1,615	1,649	1,565	1,489	1,433	1,295	1,124	1,192
その他	164	169	151	323	233	251	204	201	235	237
未済総数	26,673	24,693	22,264	21,771	22,296	23,242	24,738	25,622	24,378	21,509

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

免責事件の新受件数、既済件数及び未済件数

\	新受	既済				未済
			うち免責決定	うち免責不許可決定	うち取下げ・その他	
平成24年	82,770	87,345	84,852	177	2,316	30,002
25年	72,186	75,360	73,118	150	2,092	26,828
26年	65,330	67,836	65,818	150	1,868	24,322
27年	63,951	64,292	62,176	150	1,966	23,981
28年	64,737	64,184	62,193	155	1,836	24,534
29年	68,998	66,881	64,908	148	1,825	26,651
30年	73,188	71,047	69,160	128	1,759	28,792
令和元年	73,165	72,574	70,888	139	1,547	29,383
2年	71,860	72,695	71,067	144	1,484	28,548
3年	68,344	71,216	69,556	129	1,536	25,673

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

通常再生事件、小規模個人再生、給与所得者等再生及び住宅資金特別条項事件の新受件数、既済件数及び未済件数

事件の種類		区分	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
民事再生	通常再生	新受	305	209	165	158	151	140	114	145	109	110	
		既済	615	432	291	277	196	179	157	122	152	127	
		未済	830	607	481	362	317	278	235	258	215	198	
	小規模個人再生	新受	9,096	7,655	6,982	7,798	8,841	10,488	12,355	12,764	12,064	10,493	
		既済	10,507	7,980	7,254	7,474	8,242	9,543	11,473	12,628	11,948	11,910	
		未済	3,736	3,411	3,139	3,463	4,062	5,007	5,889	6,025	6,141	4,724	
	給与所得者等再生	新受	925	719	686	679	761	796	856	830	777	740	
		既済	1,014	820	683	650	739	796	813	851	764	781	
		未済	428	327	330	359	381	381	424	403	416	375	
住宅資金特別条項		新受											
既済		既済	6,136	4,633	4,152	4,055	4,305	4,696	5,446	5,886	5,521	5,625	
未済		未済											

(注1) 令和3年の数値は、速報値である。

(注2) 「通常再生」は小規模個人再生及び給与所得者等再生を除いた民事再生事件を示す。

(注3) 住宅資金特別条項の新受件数及び未済件数は、把握していない。

特別清算事件新受件数、既済件数及び未済件数

事件の種類	区分	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
特別清算	新受	259	280	309	286	292	335	312	304	338	302
	既済	288	310	306	296	305	298	314	315	305	345
	未済	174	144	147	137	124	161	159	148	181	138

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

会社更生事件新受件数、既済件数及び未済件数

事件の種類	区分	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
会社更生	新受	24	6	4	42	1	10	4	1	3	3
	既済	39	31	16	11	4	20	4	8	2	2
	未済	70	45	33	64	61	51	51	44	45	46

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

強制執行事件・担保権実行事件の新受、既済及び未済件数（平成24年～令和3年）

	新受事件数						既済事件数						
	不動産 強制執行	不動産 担保権実行	不動産 合計	債 権 強制執行	債 権 担保権実行	債 権 合 計	不動産 強制執行	不動産 担保権実行	不動産 合計	債 権 強制執行	債 権 担保権実行	債 権 合 計	
平成24年	4,329	34,633	38,962	111,963	2,017	113,980	平成24年	4,424	39,634	44,058	110,980	2,550	113,530
平成25年	4,200	29,519	33,719	114,591	1,842	116,433	平成25年	4,233	33,372	37,605	115,319	2,414	117,733
平成26年	4,129	23,956	28,085	118,646	1,523	120,169	平成26年	4,217	27,505	31,722	121,967	2,166	124,134
平成27年	4,463	21,007	25,470	113,247	1,366	114,613	平成27年	4,343	22,999	27,342	114,930	1,746	116,676
平成28年	4,702	18,808	23,510	113,931	1,234	115,165	平成28年	4,634	20,706	25,340	116,743	2,205	118,948
平成29年	4,726	17,243	21,969	119,288	1,115	120,403	平成29年	4,736	18,511	23,247	117,051	1,542	118,593
平成30年	5,064	16,531	21,595	119,034	1,145	120,179	平成30年	4,898	16,692	21,590	117,160	1,228	118,388
令和元年	5,524	15,748	21,272	130,565	1,152	131,717	令和元年	5,223	15,936	21,159	124,584	2,120	126,704
令和2年	4,861	12,844	17,705	118,526	1,182	119,708	令和2年	4,818	13,014	17,832	123,101	1,059	124,160
令和3年	5,648	11,053	16,701	136,391	998	137,389	令和3年	5,826	14,531	20,357	133,147	1,155	134,302

	未済事件数					
	不動産 強制執行	不動産 担保権実行	不動産 合計	債 権 強制執行	債 権 担保権実行	債 権 合 計
平成24年	2,291	26,158	28,449	99,067	6,355	105,422
平成25年	2,253	22,155	24,408	98,338	5,783	104,121
平成26年	2,161	18,525	20,686	95,016	5,140	100,156
平成27年	2,279	16,462	18,741	93,331	4,760	98,091
平成28年	2,346	14,491	16,837	90,519	3,789	94,308
平成29年	2,330	13,164	15,494	92,756	3,362	96,118
平成30年	2,494	12,963	15,457	94,630	3,279	97,909
令和元年	2,790	12,735	15,525	100,609	2,311	102,920
令和2年	2,830	12,517	15,347	96,030	2,435	98,465
令和3年	2,645	8,972	11,617	99,269	2,279	101,548

(注) 1 令和3年の数値は速報値である。

2 既済事件は旧法事件を除く数値である。

強制執行事件・担保権実行事件の既済件数（終局区分別）（平成24年～令和3年）

		既済件数						
		終結	他事件で配当実施	却下	取消し	取下げ	その他	
不動産強制執行	平成24年	4,424	1,239	83	7	775	2,296	24
	平成25年	4,233	1,304	57	6	622	2,223	21
	平成26年	4,217	1,279	60	4	619	2,231	24
	平成27年	4,343	1,210	46	4	803	2,264	16
	平成28年	4,634	1,265	51	2	828	2,469	19
	平成29年	4,736	1,263	54	1	821	2,569	28
	平成30年	4,898	1,234	62	2	921	2,647	32
	令和元年	5,223	1,218	63	3	1,129	2,784	26
	令和2年	4,818	1,086	50	3	1,037	2,623	19
	令和3年	5,826	1,468	66	6	1,186	3,074	26
不動産担保権実行	平成24年	39,634	29,135	323	14	1,366	8,776	20
	平成25年	33,372	24,418	224	10	1,088	7,601	31
	平成26年	27,505	20,428	211	13	853	5,969	31
	平成27年	22,999	16,938	151	9	753	5,130	18
	平成28年	20,706	15,173	140	11	665	4,698	19
	平成29年	18,511	13,487	170	6	584	4,199	65
	平成30年	16,692	12,259	131	3	515	3,759	25
	令和元年	15,936	11,622	149	6	533	3,553	73
	令和2年	13,014	9,142	117	4	477	3,260	14
	令和3年	14,531	11,188	128	5	421	2,776	13
不動産合計	平成24年	44,058	30,374	406	21	2,141	11,072	44
	平成25年	37,605	25,722	281	16	1,710	9,824	52
	平成26年	31,722	21,707	271	17	1,472	8,200	55
	平成27年	27,342	18,148	197	13	1,556	7,394	34
	平成28年	25,340	16,438	191	13	1,493	7,167	38
	平成29年	23,247	14,750	224	7	1,405	6,768	93
	平成30年	21,590	13,493	193	5	1,436	6,406	57
	令和元年	21,159	12,840	212	9	1,662	6,337	99
	令和2年	17,832	10,228	167	7	1,514	5,883	33
	令和3年	20,357	12,656	194	11	1,607	5,850	39

		既済件数						
		終結	他事件で配当実施	却下	取消し	取下げ	その他	
債権強制執行	平成24年	110,980	15,322	1,970	55	1,465	89,206	2,962
	平成25年	115,319	14,353	1,650	49	1,022	93,834	4,411
	平成26年	121,967	13,572	1,298	39	1,020	101,568	4,470
	平成27年	114,930	12,748	1,296	29	948	95,089	4,820
	平成28年	116,743	12,559	1,246	28	1,025	94,490	7,395
	平成29年	117,051	13,053	1,258	23	1,125	97,785	3,807
	平成30年	117,160	12,961	1,549	26	1,355	97,241	4,028
	令和元年	124,584	13,200	1,816	47	1,431	102,957	5,133
	令和2年	123,101	12,169	1,965	30	1,164	105,564	2,209
	令和3年	133,147	11,819	2,125	19	1,417	117,245	522
債権担保権実行	平成24年	2,550	249	25	32	9	2,134	101
	平成25年	2,414	168	27	18	17	1,613	571
	平成26年	2,166	198	8	28	33	1,508	391
	平成27年	1,746	160	10	18	6	1,294	258
	平成28年	2,205	123	7	9	0	1,270	796
	平成29年	1,542	134	10	12	8	1,199	179
	平成30年	1,228	106	14	8	10	990	100
	令和元年	2,120	129	15	19	6	1,065	886
	令和2年	1,059	89	4	25	6	895	40
	令和3年	1,155	56	11	6	6	1,068	8
債権合計	平成24年	113,530	15,571	1,995	87	1,474	91,340	3,063
	平成25年	117,733	14,521	1,677	67	1,039	95,447	4,982
	平成26年	124,134	13,770	1,306	67	1,053	103,076	4,861
	平成27年	116,676	12,908	1,306	47	954	96,383	5,078
	平成28年	118,948	12,682	1,253	37	1,025	95,760	8,191
	平成29年	118,593	13,187	1,268	35	1,133	98,984	3,986
	平成30年	118,388	13,067	1,563	34	1,365	98,231	4,128
	令和元年	126,704	13,329	1,831	66	1,437	104,022	6,019
	令和2年	124,160	12,258	1,969	55	1,170	106,459	2,249
	令和3年	134,302	11,875	2,136	25	1,423	118,313	530

(注) 1 令和3年の数値は速報値である。
2 旧法事件を除く数値である。

執行官が執行機関となる執行事件の新受件数、既済件数及び未済件数（平成24年～令和3年）

	新受件数				既済件数				未済件数			
	動産執行等	不動産等引渡し	保全執行	子の引渡し	動産執行等	不動産等引渡し	保全執行	子の引渡し	動産執行等	不動産等引渡し	保全執行	子の引渡し
平成24年	35,292	25,354	2,968	128	35,590	25,440	3,185	131	2,328	2,925	2,324	—
平成25年	25,375	24,554	2,582	152	25,977	24,786	2,881	148	1,726	2,693	2,025	—
平成26年	23,841	22,878	2,555	97	23,684	22,783	2,657	103	1,883	2,788	1,923	—
平成27年	25,256	22,020	2,459	97	25,283	22,157	2,590	97	1,856	2,651	1,792	—
平成28年	25,356	21,866	2,621	116	25,401	22,023	2,735	115	1,811	2,494	1,678	—
平成29年	24,507	22,749	2,793	106	24,544	22,437	2,922	107	1,774	2,806	1,549	—
平成30年	20,337	22,922	2,667	83	20,514	23,054	2,882	83	1,597	2,674	1,334	—
令和元年	18,502	23,712	2,469	123	18,485	23,404	2,584	121	1,614	2,982	1,219	—
令和2年	13,868	23,344	2,252	56	14,471	22,831	2,183	51	1,011	3,495	1,288	—
令和3年	13,631	24,036	2,192	84	13,526	24,702	2,253	81	1,116	2,829	1,227	—

(注1) 「動産執行等」は、動産を目的とする担保権の実行としての競売の件数を含む。

(注2) 「子の引渡し」は、「保全執行」のうち子の引渡しの保全執行の件数を含む。

(注3) 令和3年の数値は、速報値である。

(注4) 「子の引渡し」について、未済件数は把握していない。

		既済件数					
		完了	不能	取下げ	取消し	却下	移送等
動産執行等	平成24年	35,590	2,625	29,720	3,165	62	15
	平成25年	25,977	2,375	21,137	2,388	64	9
	平成26年	23,684	2,280	19,113	2,207	67	9
	平成27年	25,283	3,032	19,937	2,273	31	6
	平成28年	25,401	1,768	21,116	2,423	84	3
	平成29年	24,544	1,678	20,301	2,414	139	3
	平成30年	20,514	1,332	17,338	1,758	66	3
	令和元年	18,485	1,087	15,738	1,629	26	3
	令和2年	14,471	848	12,093	1,496	25	5
	令和3年	13,560	745	11,469	1,332	11	1
不動産等引渡し	平成24年	25,440	17,813	379	7,232	5	9
	平成25年	24,786	17,817	428	6,530	5	4
	平成26年	22,783	16,385	316	6,076	3	0
	平成27年	22,157	16,125	237	5,786	0	6
	平成28年	22,023	16,550	242	5,219	4	3
	平成29年	22,437	17,005	190	5,233	2	5
	平成30年	23,054	17,850	194	4,998	0	8
	令和元年	23,404	18,649	205	4,538	2	7
	令和2年	22,831	18,586	189	4,049	2	1
	令和3年	24,701	20,506	149	4,038	0	5
保全執行	平成24年	3,185	1,268	301	895	717	4
	平成25年	2,881	1,225	283	864	506	3
	平成26年	2,657	1,162	262	735	494	4
	平成27年	2,590	1,230	269	674	409	4
	平成28年	2,735	1,405	290	656	359	24
	平成29年	2,922	1,451	280	783	393	14
	平成30年	2,882	1,539	353	556	426	8
	令和元年	2,584	1,357	292	595	330	9
	令和2年	2,183	1,179	268	476	257	2
	令和3年	2,253	1,212	287	444	307	3
子の引渡し	平成24年	131	52	54	25	0	0
	平成25年	148	49	58	41	0	0
	平成26年	103	26	52	24	0	1
	平成27年	97	27	53	17	0	0
	平成28年	115	32	52	30	0	1
	平成29年	107	35	46	26	0	0
	平成30年	83	30	35	18	0	0
	令和元年	121	40	56	25	0	0
	令和2年	51	17	21	13	0	0
	令和3年	81	28	40	12	0	1

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

財産開示事件の新受、既済及び未済件数（平成24年～令和3年）

	新受件数	既済件数	未済件数
平成24年	1,086	1,126	227
平成25年	979	937	269
平成26年	919	992	196
平成27年	791	817	170
平成28年	732	745	157
平成29年	686	681	162
平成30年	578	568	172
令和元年	577	622	127
令和2年	3930	2507	1550
令和3年	8155	7185	2520

財産開示事件の既済件数（終局区分別）（平成24年～令和3年）

	既済件数	既済件数					
		却下	取消し	取下げ	その他*	財産開示*	財産その他*
平成24年	1,126	4	3	329	23	347	420
平成25年	937	5	0	255	14	322	341
平成26年	992	13	2	208	10	331	428
平成27年	817	7	2	168	19	284	337
平成28年	745	6	1	154	9	278	297
平成29年	681	4	2	146	7	253	269
平成30年	568	1	1	123	4	180	259
令和元年	622	3	2	118	12	239	248
令和2年	2,507	8	4	416	49	1,056	974
令和3年	7,185	11	27	1,230	107	2,876	2,934

*その他 : 財産開示手続中に、債務者に対し破産開始決定があり、破産法42条6項に基づき、財産開示手続が失効した場合

*財産開示 : 申立てに対して、財産の全てを開示した場合や、陳述義務の一部免除の申立てが認容され、当該部分を除く財産を開示した場合

*財産その他 : 財産の全て又は一部を開示しなかった場合（不開示）や、財産開示期日に不出頭の場合等

（注）令和3年の数値は速報値である。

保全命令事件(地裁)の新受, 既済, 未済

	仮差押			仮処分		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成24年	10,012	9,921	278	6,687	6,688	649
平成25年	8,964	9,018	224	6,296	6,280	665
平成26年	8,854	8,841	237	6,135	6,195	605
平成27年	8,314	8,325	226	5,773	5,789	589
平成28年	7,943	7,946	223	5,674	5,657	606
平成29年	7,777	7,806	194	5,640	5,621	625
平成30年	7,536	7,553	177	5,576	5,531	670
令和元年	7,276	7,238	215	5,311	5,331	650
令和2年	6,726	6,737	204	5,436	5,294	792
令和3年	6,043	6,002	245	5,488	5,508	772

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

保全命令事件(簡裁)の新受, 既済, 未済

	仮差押			仮処分		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成24年	1,759	1,757	27	429	428	11
平成25年	1,480	1,473	34	424	430	5
平成26年	1,180	1,188	26	460	456	9
平成27年	1,234	1,240	20	558	555	12
平成28年	1,260	1,248	32	670	669	13
平成29年	1,375	1,376	31	767	776	4
平成30年	1,332	1,346	17	756	753	7
令和元年	1,282	1,268	31	685	683	9
令和2年	825	824	32	605	598	16
令和3年	685	701	16	672	680	8

(注) 令和3年の数値は、速報値である。

配偶者暴力に関する保護命令事件の新受、既済及び未済件数
(平成24年～令和3年)

	新受	既済	未済
平成24年	3,144	3,152	77
平成25年	2,992	2,984	85
平成26年	3,122	3,125	82
平成27年	2,958	2,970	70
平成28年	2,648	2,632	86
平成29年	2,280	2,293	73
平成30年	2,164	2,177	60
令和元年	2,005	1,998	67
令和2年	1,844	1,855	56
令和3年	1,730	1,732	54

(注) 令和3年の数値は速報値である。

労働審判事件の新受・既済及び未済件数

	新受	既済	未済
平成 24 年	3,719	3,697	732
平成 25 年	3,678	3,612	798
平成 26 年	3,416	3,408	806
平成 27 年	3,679	3,674	811
平成 28 年	3,414	3,524	701
平成 29 年	3,369	3,372	698
平成 30 年	3,630	3,429	899
令和元年	3,665	3,670	894
令和2年	3,907	3,755	1,046
令和3年	3,609	3,848	807

(注) 令和3年の数値は速報値である。

民事第一審訴訟事件の合議率

	合議事件	単独事件	合議率
平成24年	6,459	173,905	3.6%
平成25年	6,638	154,420	4.1%
平成26年	6,918	144,567	4.6%
平成27年	7,192	144,401	4.7%
平成28年	7,232	151,003	4.6%
平成29年	7,542	148,680	4.8%
平成30年	7,757	140,654	5.2%
令和元年	7,960	132,658	5.7%
令和2年	6,873	124,272	5.2%
令和3年	8,117	140,346	5.5%

(注)1 令和3年の数値は、速報値である。

2 対象事件は、地裁民事第一審訴訟事件のほか、家裁における第一審
(人事訴訟等・平成16年から)を含む。

裁判員メンタルヘルスサポート窓口の利用状況

平成24年度～令和3年12月末まで

健康相談 77 件

メンタルヘルス相談 283 件

(内訳)

年度		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	合計
健康相談	電話	19	9	3	5	3	1	5	13	8	7	73
	メール	—	2	—	—	—	—	—	1	1	—	4
メンタルヘルス相談	電話	48	26	14	27	11	26	22	26	12	8	220
	メール	2	3	3	3	2	4	1	14	1	—	33
	面接	8	2	2	11	—	—	4	—	—	3	30
合計		77	42	22	46	16	31	32	54	22	18	360

犯罪被害者保護関連法の運用状況

全国の高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における、平成24年から令和3年12月までの犯罪被害者保護関連法の運用状況
(被害者参加及び刑事損害賠償命令事件については別紙のとおり)

区分		年次		平成24年	25	26	27	28	29 (注)4	30	令和元年	2	3
		付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	121	116	112	141	128	78	144	118	107	133
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	1,237	1,335		
ビデオリンク	構内 ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	288	278	299	290	303	225	302	318	264	320		
	構外 ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数							15	23	38	92		
情報保護 被害者秘匿	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者等の数	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	3,923	4,266		
	証人等秘匿 証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数					4	116	174	240	156	182		
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	1,169	1,130	920	995		
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	517	572	495	615	616	526	546	544	536	638		
被害者等 閲覧勝写	被害者等に公判記録の閲覧勝写をさせた数	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	1,140	1,333		
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧勝写をさせた数	45	18	89	38	44	16	18	15	14	31		
弁護人等 閲覧勝写	刑訴法299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数						2	13	17		6		
	刑訴法299条の6第2項の閲覧勝写の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数								3	5			
	うち閲覧勝写の禁止の対象となった証人等の数									5			
	刑訴法299条の6第3項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数												
和解	民事上の争いについての合意を公判調書に記載した数	38	29	20	17	23	26	18	18	25	19		

(注) 1 延べ数である。

2 概数である。

3 「証人等秘匿」及び「弁護人等閲覧勝写」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

4 「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク」、「被害者秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧勝写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされた日を基準に計上している)。

(別紙①)

通常第一審において被害者参加の申出があつた事件の状況

(地・簡裁総数)

終局人員 数	参加を申 し出た被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出が あつた被 害者等	うち国選 弁護士へ の委託が された被 害者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の 意見陳述 をした被 害者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被害 者等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち遮 いの措置 が採られ た被害者 等	
平成24年	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	361
令和元年	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
2	949	1,390	1,377	1,116	614	205	569	688	981	135	337
3	1,022	1,534	1,523	1,246	697	241	681	783	1,118	149	407

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 令和3年の数値は、速報値である。

(別紙②)

刑事損害賠償命令事件の処理状況

	新受	既済	未済
平成24年	258	246	69
25	303	312	60
26	287	264	83
27	320	307	96
28	301	306	91
29	314	295	110
30	289	309	90
令和元年	311	318	83
2	337	289	131
3	308	344	95

(注)1 件数建てである。

2 令和3年の数値は、速報値である。

(別紙③)

刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

	総数	認容	棄却	却下	終了(法38条1項によるもの)	終了(法38条2項1号によるもの)	終了(法38条2項2号によるもの)	決定・その他	和解	放棄	認諾	取下げ	その他
平成24年	246	130	-	4	23	1	6	-	43	-	13	25	1
25	312	151	2	6	32	-	9	-	62	-	11	37	2
26	264	118	-	2	37	1	4	2	57	-	14	28	1
27	307	127	2	1	37	-	5	-	77	-	15	40	3
28	306	99	-	7	37	-	6	-	107	-	11	39	-
29	295	142	1	1	30	-	6	-	85	-	9	20	1
30	309	141	-	6	36	-	5	-	74	-	13	33	1
令和元年	318	144	-	7	27	-	11	-	75	-	19	35	-
2	289	118	1	2	41	-	3	-	75	-	9	37	3
3	344	145	-	7	39	1	13	-	80	-	8	50	1

(注)1 件数建てである。

2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条(平成25年法律第33号による改正前の同法19条を含む。)により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。

4 「終了(法38条1項によるもの)」は、平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法32条1項、「終了(法38条2項1号によるもの)」は、同改正前の32条2項1号、「終了(法38条2項2号によるもの)」は、同改正前の同法32条2項2号をそれぞれ含む。

5 令和3年の数値は、速報値である。

国選被害者参加弁護士への委託がされた数

(地・簡裁総数)

	平成24年	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3
参加を許可された被害者等の数	1,002	1,297	1,227	1,379	1,400	1,380	1,485	1,466	1,377	1,523
うち国選弁護士への委託がされた被害者等の数	324	410	462	533	580	553	649	602	614	697

(注) 1 延べ人員である。

2 令和3年の数値は、速報値である。

令状請求人員とその処理

(地・簡裁総数)

区分 年次	令状総数				逮捕状			
	請求	発付	却下	取下	請求	発付	却下	取下
平成24年	499,010	489,236	2,350	7,424	106,914	105,414	80	1,420
25	487,080	478,116	2,546	6,418	103,427	102,076	58	1,293
26	485,128	475,306	3,325	6,497	100,928	99,569	57	1,302
27	501,566	490,392	4,101	7,073	102,315	100,880	62	1,373
28	487,432	475,520	4,533	7,379	97,873	96,431	54	1,388
29	476,256	463,622	5,402	7,232	93,789	92,522	55	1,212
30	479,536	466,370	6,370	6,796	91,463	90,212	57	1,194
令和元年	457,875	444,322	6,573	6,980	86,973	85,658	88	1,227
2	450,298	438,160	5,266	6,872	82,974	81,821	67	1,086
3	453,649	442,379	4,922	6,348	80,638	79,534	57	1,047

区分 年次	勾留状				差押・記録命令付差押・捜索(許可)状・検証許可状			
	請求	発付	却下	取下	請求	発付	却下	取下
平成24年	119,784	117,631	2,141	12	242,403	236,740	104	5,559
25	115,790	113,475	2,308	7	238,337	233,405	152	4,780
26	115,332	112,193	3,127	12	239,015	234,076	115	4,824
27	115,888	111,979	3,891	18	250,179	244,755	108	5,316
28	111,391	106,995	4,394	2	247,787	242,119	48	5,620
29	107,267	101,993	5,268	6	245,878	240,197	56	5,625
30	104,718	98,542	6,169	7	252,974	247,712	103	5,159
令和元年	100,379	94,114	6,263	2	239,745	234,337	113	5,295
2	96,328	91,219	5,106	3	242,134	236,693	68	5,373
3	92,326	87,536	4,782	8	249,412	244,478	66	4,868

区分 年次	身体検査令状			
	請求	発付	却下	取下
平成24年	2,712	2,601	8	103
25	2,733	2,619	3	111
26	2,586	2,489	-	97
27	2,518	2,416	4	98
28	2,360	2,243	1	116
29	2,500	2,384	2	114
30	2,487	2,364	5	118
令和元年	2,339	2,233	5	101
2	2,679	2,536	2	141
3	3,456	3,254	3	199

(注) 1 延べ人員である。

2 令和3年の数値は、速報値である。

令和3年の逮捕状請求事件の結果区分及び既済人員

(地裁・簡裁)

区分	地 裁				簡 裁			
	逮捕状 請求総数	発付	却下	取下	逮捕状 請求総数	発付	却下	取下
総数	13,161	12,988	9	164	67,477	66,546	48	883
東京地管内	1,147	1,142	-	5	12,204	12,146	-	58
横浜地管内	437	435	-	2	3,423	3,375	-	48
さいたま地管内	265	264	-	1	4,338	4,294	2	42
千葉地管内	559	555	-	4	3,092	3,039	1	52
水戸地管内	105	104	-	1	1,432	1,415	-	17
宇都宮地管内	363	357	-	6	874	869	-	5
前橋地管内	270	270	-	-	1,312	1,296	1	15
静岡地管内	45	45	-	-	2,501	2,459	1	41
甲府地管内	194	191	-	3	273	272	-	1
長野地管内	12	12	-	-	556	548	1	7
新潟地管内	26	26	-	-	912	902	1	9
大阪地管内	1,533	1,512	3	18	5,329	5,245	1	83
京都地管内	821	811	-	10	817	800	2	15
神戸地管内	1,707	1,675	3	29	3,112	2,987	18	107
奈良地管内	144	142	-	2	948	948	-	-
大津地管内	182	180	-	2	612	602	1	9
和歌山地管内	79	78	-	1	464	461	-	3
名古屋地管内	1,048	1,018	1	29	5,305	5,206	12	87
津地管内	34	33	-	1	920	900	-	20
岐阜地管内	473	465	1	7	647	619	1	27
福井地管内	111	110	-	1	348	342	-	6
金沢地管内	140	137	-	3	488	485	-	3
富山地管内	219	216	-	3	239	239	-	-
広島地管内	402	398	-	4	1,667	1,639	3	25
山口地管内	64	64	-	-	573	566	-	7
岡山地管内	134	133	-	1	1,097	1,087	-	10
鳥取地管内	119	112	-	7	258	251	-	7
松江地管内	43	43	-	-	342	339	-	3
福岡地管内	398	395	1	2	3,166	3,127	1	38
佐賀地管内	17	15	-	2	417	405	-	12
長崎地管内	69	69	-	-	422	415	-	7
大分地管内	42	42	-	-	377	371	-	6
熊本地管内	28	28	-	-	681	673	-	8
鹿児島地管内	109	107	-	2	367	367	-	-
宮崎地管内	88	87	-	1	407	402	-	5
那覇地管内	-	-	-	-	1,139	1,123	-	16
仙台地管内	247	245	-	2	997	994	-	3
福島地管内	44	44	-	-	743	730	-	13
山形地管内	50	50	-	-	312	307	-	5
盛岡地管内	28	28	-	-	401	398	1	2
秋田地管内	70	70	-	-	135	134	-	1
青森地管内	57	57	-	-	412	405	-	7
札幌地管内	694	687	-	7	1,016	998	-	18
函館地管内	24	24	-	-	203	203	-	-
旭川地管内	25	25	-	-	286	281	-	5
釧路地管内	-	-	-	-	421	414	-	7
高松地管内	176	176	-	-	596	588	1	7
徳島地管内	77	77	-	-	162	162	-	-
高知地管内	100	96	-	4	424	415	-	9
松山地管内	142	138	-	4	310	303	-	7

(注) 1 延べ人員である。

2 速報値である。

通常第一審における保釈率、保釈請求率及び保釈許可率（地裁）

区分 年次	新受人員 (A)	その年中に勾留状が発付された人員 (B)	その年中に保釈が請求された人員 (C)	その年中に保釈が許可された人員		保釈率 (D/B) (%)	保釈許可率 (D+E/C) (%)	保釈請求率 (C/B) (%)
				終局前 (D)	終局後 (E)			
平成 24 年	76,588	50,807	19,281	11,315	470	22.3	61.1	37.9
25	71,771	49,062	18,701	10,670	648	21.7	60.5	38.1
26	72,776	49,188	20,268	11,980	690	24.4	62.5	41.2
27	75,566	50,581	21,433	13,517	807	26.7	66.8	42.4
28	71,900	47,256	22,623	14,500	1,123	30.7	69.1	47.9
29	68,830	44,791	22,061	14,551	1,335	32.5	72.0	49.3
30	69,028	44,490	21,398	14,815	1,486	33.3	76.2	48.1
令和元年	67,554	43,080	22,228	14,247	1,330	33.1	70.1	51.6
2	66,939	42,687	22,881	13,834	768	32.4	63.8	53.6
3	65,151	40,531	22,284	13,308	652	32.8	62.6	55.0

(注) 1 延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 「保釈が請求された人員」には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があつたときはその都度1人として計上した。

4 令和3年の数値は速報値である。

通常第一審における終局人員の身柄処理状況（地裁）

区分 年次	起訴後の処遇			
	終局人員 (A)	勾留され た人員 (B)	保釈され た人員 (C)	保釈率 (C/B) (%)
平成24年	56,734	45,205	9,380	20.7
25	52,229	41,780	8,900	21.3
26	52,502	41,495	9,768	23.5
27	54,297	41,948	10,801	25.7
28	53,247	40,480	11,654	28.8
29	50,591	38,028	11,589	30.5
30	49,811	36,957	11,376	30.8
令和元年	48,751	35,850	11,466	32.0
2	47,117	35,173	10,914	31.0
3	46,734	34,305	10,781	31.4

- (注) 1 実人員である。
 2 本表にいう保釈率は、勾留された終局人員に対する割合であり、①の表にいう保釈率とは異なる。
 3 「保釈された人員」とは、保釈保証金の納付等により身柄が釈放された人員をいう。
 4 令和3年の数値は、速報値である。

刑事被告人の総数並びに国選弁護人が付いた被告人数及び私選弁護人が付いた被告人数
(全裁判所)

区分 年次	被告人総数		
		うち国選付	うち私選付
平成24年	74,006	62,738	12,646
25	68,463	57,641	12,526
26	67,531	56,835	12,678
27	68,856	57,487	13,426
28	66,970	55,633	13,517
29	64,319	53,239	13,426
30	62,565	52,168	12,202
令和元年	61,181	51,110	11,030
2	58,231	49,134	9,973
3	57,208	47,687	10,384

(注) 1 実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 令和3年の数値は、速報値である。

被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(地裁・簡裁)

裁判所	年次	区分		新受人員		既済人員		国選弁護人が選任された被疑者数	うち即決裁判手続同意確認のための請求
		総数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	総数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	総数	うち即決裁判手続同意確認のための請求		
簡易裁判所	平成24年	47,620	54	47,511	54	47,135	53		
	25	46,594	7	46,611	7	46,143	7		
	26	45,654	1	45,817	1	45,178	1		
	27	45,309	1	45,265	1	44,496	1		
	28	42,933	-	42,943	-	42,294	-		
	29	40,822	1	40,845	1	40,068	1		
	30	46,680	-	46,628	-	45,643	-		
	令和元年	49,785	-	49,699	-	48,323	-		
	2	47,444	-	47,441	-	46,248	-		
	3	45,872	-	45,905	-	44,969	-		
地方裁判所	平成24年	26,290	-	26,268	-	25,736	-		
	25	25,130	6	25,352	6	24,813	6		
	26	25,077	2	25,073	2	24,242	2		
	27	25,518	-	25,529	-	24,859	-		
	28	24,837	-	24,769	-	24,036	-		
	29	23,964	-	23,958	-	23,251	-		
	30	29,566	1	29,553	1	28,565	1		
	令和元年	31,037	-	31,025	-	29,977	-		
	2	30,642	-	30,705	-	29,764	-		
	3	28,896	1	28,889	1	27,608	1		

(注) 1 延べ人員である。

2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の17第1項（平成28年法律第54号による改正前の刑訴法350条の3第1項）による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。

3 令和3年の数値は、速報値である。

死刑判決終局人員数

(審級別)

審級 年次	第一審	控訴審	上告審
平成 24 年	3	5	9
25	5	3	6
26	2	8	6
27	4	1	3
28	3	4	6
29	3	-	3
30	4	2	2
令和元年	2	3	4
2	3	-	1
3	3	2	2

(注) 1 実人員である。

2 令和3年の数値は、速報値である。

通訳翻訳人の付いた刑事事件の終局人員（地・簡裁総数）

区分 年次	通訳翻訳人 の付いた 終局人員	うち被告人の 通訳言語が手 話又は口話で あった終局人 員
平成24年	2,602	24
25	2,403	16
26	2,496	15
27	2,826	13
28	2,790	25
29	3,166	19
30	3,912	17
令和元年	4,071	18
2	4,560	10
3	4,262	13

(注) 1 実人員である。
2 令和3年の数値は、速報値である。

要通訳事件の通訳料に関する予算額、支出実績(額)の推移
(民事事件(行政事件を含む。)、平成24年～令和3年)

(単位:千円)

	予 算 額	支 出 実 績 (額)
平成24年度	1,411	2,959
平成25年度	1,228	480
平成26年度	3,704	1,071
平成27年度	561	655
平成28年度	1,345	601
平成29年度	764	297
平成30年度	714	942
令和元年度	371	851
令和2年度	1,440	235
令和3年度	1,417	-

※ 行政事件のみの予算額、支出実績(額)は把握していない。

要通訳事件の通訳料に関する予算額、支出実績(額)の推移
(刑事事件、平成24年～令和3年)

(単位:千円)

	予 算 額	支 出 実 績 (額)
平成24年度	251,024	191,817
平成25年度	231,930	196,692
平成26年度	216,070	200,582
平成27年度	214,546	204,362
平成28年度	203,456	199,490
平成29年度	231,915	233,372
平成30年度	197,326	242,166
令和元年度	259,921	259,676
令和2年度	298,427	272,818
令和3年度	298,426	-

全国の裁判所で把握した通訳人候補者の言語別人数

令和3年4月1日現在

言語	候補者数
中国語	1468
	北京語
	985
	上海語
	148
	台湾語
	98
広東語	74
福建語	49
その他	114
※	
英語	477
韓国・朝鮮語	369
スペイン語	205
ポルトガル語	131
ベトナム語	114
フィリピン(タガログ)語	88
ロシア語	80
タイ語	81
ペルシャ語	57
フランス語	47
インドネシア語	33
ウルドゥー語	28
トルコ語	25
ドイツ語	22
ベンガル語	22
ヒンディー語	21
シンハラ語	20
ネパール語	18
モンゴル語	17
アラビア語	13
ミャンマー語	13
マレー語	12
イタリア語	11
パンジャビ語	10
ヘブライ語	9
ダリー語	8
タミール語	6
パシュット語	6
セブ・ビサイヤ語	5
ポーランド語	4
ラオス語	4
スウェーデン語	4
ウズベク語	4
ルーマニア語	3
オランダ語	3
チェコ語	3
ハンガリー語	2

クロアチア語	2
セルビア語	2
リトニア語	2
スロバキア語	2
カンボジア語	2
ブルガリア語	2
マケドニア語	2
スワヒリ語	1
グララニー語	1
フィンランド語	1
イロカノ語	1
クルド語	1
アゼルバイジャン語	1
アルバニア語	1
ギリシャ語	1
アムハラ語	1
チベット語	1
アカン語	1
ボスニア語	1
ピジン英語	1
ビスマラ語	1
ラトビア語	1
タジク語	1
手話	117
総数	3590

[全61言語（手話を除く）]

（ただし、当刑事局への報告による。）

注※ 中国語通訳人のうち、通訳可能言語が表に掲げる地方言語以外の言語である者（ビン南語、客家語、福州語、福清語、雲南語、山東語、四川語、海南語、浙江語、河南語、蘇州語、天津語、長樂語、潮州語、東北語、湖南語、杭州語、陝西語）を合計した数値である。

刑事補償(拘禁補償)決定報告事例(令和3年度確定分)

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
1	福岡地裁	覚せい剤取締法違反(変更後の訴因 覚せい剤取締法違反、関税法違反)	R3.1.12	R3.1.19	6,820,000
2	大阪地裁	覚せい剤取締法違反	R2.12.25	R3.1.23	3,380,000
3	千葉地裁	麻薬及び向精神薬取締法違反、大麻取締法違反、関税法違反	R3.1.25	R3.1.30	6,287,500
4	大津地裁	占有離脱物横領	R3.1.29	R3.2.4	532,000
5	京都地裁	私印偽造、同使用	R3.2.2	R3.2.9	400,000
6	東京高裁	詐欺	R3.2.2	R3.2.9	3,750,000
7	大阪地裁	大麻取締法違反	R3.2.9	R3.2.16	1,180,000
8	大阪地裁	傷害	R3.2.25	R3.3.3	2,212,500
9	千葉地裁	覚せい剤取締法違反、関税法違反	R3.2.26	R3.3.6	4,937,500
10	佐賀地裁	現住建造物等放火	R3.3.4	R3.3.10	2,065,000
11	広島地裁呉支部	強制わいせつ	R3.3.9	R3.3.16	350,000
12	福岡地裁	詐欺(変更後の訴因 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反)	R3.3.11	R3.3.17	8,962,500
13	神戸地裁姫路支部	詐欺	R3.3.1	R3.3.20	256,250
14	広島高裁岡山支部	業務上横領	R3.3.16	R3.3.23	6,237,500
15	名古屋地裁	強制わいせつ	R3.3.15	R3.3.23	2,112,500
16	千葉地裁	覚せい剤取締法違反、関税法違反、麻薬特例法違反	R3.3.29	R3.4.2	9,000,000
17	千葉地裁	覚せい剤取締法違反	R3.3.29	R3.4.3	4,987,500
18	高松地裁丸亀支部	電子計算機損壊等業務妨害	R3.3.31	R3.4.6	220,000
19	山形地裁	覚せい剤取締法違反	R3.3.29	R3.4.6	3,830,000
20	大阪高裁	贈賄	R3.3.30	R3.4.6	287,500
21	大阪高裁	贈賄	R3.3.30	R3.4.6	287,500
22	名古屋地裁	詐欺	R3.3.29	R3.4.6	2,112,500
23	大阪地裁	覚せい剤取締法違反	R3.3.31	R3.4.6	980,000
24	東京地裁	詐欺	R3.3.30	R3.4.6	1,050,000
25	千葉地裁	常習累犯窃盗	R3.4.22	R3.4.29	2,970,000
26	東京高裁	住居侵入、窃盗、邸宅侵入、窃盗未遂	R3.4.26	R3.5.7	4,070,000
27	東京地裁立川支部	覚醒剤取締法違反	R3.5.19	R3.5.25	973,000

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
28	札幌地裁	覚せい剤取締法違反	R3.5.31	R3.6.4	963,000
29	京都地裁	覚せい剤取締法違反	R3.6.2	R3.6.8	13,210,000
30	東京地裁	恐喝	R3.6.3	R3.6.9	2,012,500
31	名古屋地裁	覚せい剤取締法違反	R3.6.3	R3.6.11	5,887,500
32	東京地裁	住居侵入帮助、窃盗帮助	R3.6.11	R3.6.22	487,500
33	東京地裁	電子計算機使用詐欺	R3.6.30	R3.7.6	3,052,500
34	仙台地裁石巻支部	詐欺	R3.7.1	R3.7.6	1,587,500
35	福岡地裁	暴力行為等処罰に関する法律違反	R3.7.8	R3.7.15	1,840,000
36	東京地裁	恐喝	R3.7.6	R3.7.20	2,062,500
37	東京高裁	窃盗	R3.7.13	R3.7.20	4,212,500
38	大阪地裁	覚せい剤取締法違反	R3.7.9	R3.7.20	4,962,500
39	宇都宮地裁栃木支部	銃砲刀剣類所持等取締法違反	R3.7.20	R3.7.27	2,371,500
40	名古屋高裁	覚せい剤取締法違反	R3.7.20	R3.7.27	1,062,500
41	大阪地裁	覚せい剤取締法違反	R3.7.20	R3.7.27	4,637,500
42	東京高裁	覚醒剤取締法違反、関税法違反	R3.7.27	R3.8.3	8,887,500
43	福岡地裁	覚せい剤取締法違反(変更後の訴因 覚せい剤取締法違反、関税法違反)	R3.8.6	R3.8.14	5,480,000
44	横浜地裁川崎支部	強姦	R3.8.11	R3.8.17	3,300,000
45	東京高裁	窃盗	R3.8.12	R3.8.17	6,125,000
46	福岡地裁	過失運転致死、道路交通法違反	R3.8.10	R3.8.18	687,500
47	犬山簡裁	銃砲刀剣類所持等取締法違反	R3.8.18	R3.8.24	37,500
48	大津地裁	強制わいせつ、強制性交等	R3.9.6	R3.9.14	5,375,000
49	千葉地裁	建造物損壊、銃砲刀剣類所持等取締法違反	R3.9.6	R3.9.14	856,000
50	鈴鹿簡裁	道路交通法違反	R3.9.8	R3.9.14	12,476
51	大阪地裁	わいせつ略取、監禁、強姦	R3.9.29	R3.10.6	675,000
52	福岡地裁飯塚支部	覚醒剤取締法違反	R3.10.8	R3.10.16	2,380,000
53	福岡地裁田川支部	傷害	R3.10.11	R3.10.19	1,400,000
54	千葉地裁	強制わいせつ致傷	R3.10.11	R3.10.19	3,600,000
55	千葉地裁	強制わいせつ致傷	R3.10.11	R3.10.19	3,600,000

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
56	広島地裁福山支部	覚醒剤取締法違反	R3.10.25	R3.10.30	1,330,000
57	大阪高裁	窃盗	R3.10.26	R3.11.2	4,062,500
58	福岡高裁	麻薬及び向精神薬取締法違反、関税法違反	R3.10.26	R3.11.2	7,187,500
59	釧路地裁	大麻取締法違反、公務執行妨害	R3.10.26	R3.11.2	170,000
60	東京高裁	覚醒剤取締法違反、関税法違反	R3.11.9	R3.11.16	9,612,500
61	東京高裁	覚醒剤取締法違反、関税法違反	R3.11.9	R3.11.16	9,612,500
62	東京高裁	占有離脱物横領	R3.11.15	R3.11.22	240,000
63	東京高裁	暴力行為等処罰に関する法律違反	R3.11.12	R3.11.23	4,820,000
64	東京地裁	脅迫	R3.11.18	R3.11.23	1,330,000
65	金沢地裁	詐欺	R3.11.24	R3.11.30	1,080,000
66	大阪高裁	覚せい剤取締法違反	R3.11.29	R3.12.7	650,000
67	名古屋地裁	強制わいせつ	R3.11.30	R3.12.7	2,462,500
68	東京地裁	関税法違反、外国為替及び外国貿易法違反	R3.12.7	R3.12.11	4,150,000
69	東京地裁	関税法違反、外国為替及び外国貿易法違反	R3.12.7	R3.12.11	4,150,000
70	東京地裁	関税法違反、外国為替及び外国貿易法違反	R3.12.7	R3.12.11	3,000,000
71	富山地裁高岡支部	建造物侵入、窃盗	R3.12.7	R3.12.14	3,411,000
72	宮崎地裁	傷害	R3.12.13	R3.12.21	412,500
73	東京地裁立川支部	傷害致死	R3.12.20	R3.12.28	9,587,500

※ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までに刑事補償決定が確定したもの。ただし、不服申立てがあり、原審で確定しなかったものを除く。

1 檢察審査会における起訴相当等議決事件、検察官の事後措置、起訴議決事件
及び起訴事件の第一審裁判結果等調査表－令和3年

区分	議決結果		検察官の 事後措置		起 訴 議 決	第一審裁判結果												無罪 (免訴・公訴棄却を含む)			
						財産刑						自由刑									
	起訴	不起訴	計	起訴	不起訴	維持	一 万 円 以 下	一 万 円 超 五 万 円 以 下	五 万 円 超 一 〇 万 円 以 下	一 〇 万 円 超 一 〇 万 円 以 下	一 五 万 円 超 三 〇 万 円 以 下	三 〇 万 円 超 五 〇 万 円 以 下	五 〇 万 円 を 超 える も の	六 月 未 満	六 月 以 上	一 年 未 満	一 年 以 上	二 年 未 満	二 年 以 上	三 年 未 満	三 年 以 上
計	140	242	382	33	102	0	0	0	5	0	12	2	2	21	0	1	1	4	2	8	1

(注) 1 本表の数値は、速報値である。

2 檢察官の事後措置、起訴議決、第一審裁判結果は、必ずしもその年の議決結果に対応するものではない。

2 檢察審査会における起訴相当等議決事件調査表（罪名別）一令和3年

(刑法犯)

区分		罪名	放	住	文	同	強	傷	業	重	脅	名	信	窃	強	詐	背	横	業	毀	信	刑	法	犯	計										
			放	住	文	強	制	害	務	過	過	迫	譽	用	毀	盜	盜	失	失	致	致	致	致	失	失	物	領	棄	書	開	封				
			火	居	書	わい	せい	せつ	上	過	失	、	毀	毀	損	及	致	死	死	致	死	死	傷	要	辱	害	傷	傷	等	横	領	棄	書	開	封
議決結果		起訴相当					1														1										2				
		不起訴不当	1	1	3	6	7	15	1	1	1	1	1	5	2	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	57						
		計	1	1	3	7	7	15	1	1	1	1	1	5	2	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	59							

(特別法犯)

区分		罪名	公	道	行	政	動	破	民	特	別	法	犯	合	計
			公	道	自動車の運転により人を死傷させる法	治	動物の愛護及び管理に関する法律	破	事	事	法	犯	合	計	
			職	路	等の運転により人を死傷させる法	資	規	産	執	執	法	法	合	計	
議決結果		起訴相当	135	1		1	1								138
		不起訴不当	150	1	22	10		1	1						185
		計	285	2	22	11	1	1	1						323

(注) 1 本表の数値は、速報値である。

2 罪名は申立書記載の罪名（職権の場合は不起訴裁定書記載の罪名）である。

3 「強制わいせつ、強制性交等、同致死傷等」には、平成29年法律第72号による改正前の「強かん、強かん等致死傷」（177条～179条、181条）を含む。

少年一般保護事件における逆送決定により終局した人員(行為時年齢別、平成24年～令和3年)

	総数	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
平成24年	186	0	0	10	14	35	127
平成25年	165	0	1	11	7	42	104
平成26年	124	0	1	9	5	26	83
平成27年	135	0	1	7	7	29	91
平成28年	109	0	0	4	7	20	78
平成29年	107	0	0	2	2	30	73
平成30年	108	0	0	1	6	24	77
令和元年	99	0	1	0	5	29	64
令和2年	96	0	0	2	4	32	58
令和3年	79	0	1	8	5	16	49

(注)1 一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものという。

2 次の事件を除く。

(1) 簡易送致事件

(2) (無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による業務上(重)過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件

(3) 移送・回付で終局した事件

(4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)

3 本表でいう逆送決定とは、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定をいう。

4 平成27年以降の数値は車両運転による過失致死傷事件を除く。

5 令和3年の数値は速報値である。

少年法22条の3第1項、同第2項及び22条の5第2項により各国選付添人が付された人員(既済)及び弁護士(国選)付添人の選任数(平成24年～令和3年)

	22条の3第1項による選任		22条の3第2項による選任		22条の5第2項による選任	
	人員	弁護士付添人選任数	人員	弁護士付添人選任数	人員	弁護士付添人選任数
平成24年	5	8	290	332	16	17
平成25年	5	7	311	371	23	23
平成26年	6	8	1,719	1,766	12	12
平成27年	4	5	3,256	3,288	6	6
平成28年	3	3	3,200	3,242	10	10
平成29年	3	3	3,129	3,159	11	11
平成30年	2	2	3,407	3,442	6	6
令和元年	3	3	3,105	3,116	7	7
令和2年	6	9	2,938	2,976	8	8
令和3年	4	5	2,564	2,596	5	5

(注)1 移送・回付・併合で終局した事件を除く。
2 数値は各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

一般保護事件における検察官関与決定のあった人員(平成24年～令和3年)

	検察官 関与決定
平成24年	13
平成25年	24
平成26年	46
平成27年	41
平成28年	29
平成29年	41
平成30年	43
令和元年	39
令和2年	35
令和3年	35

(注)1 一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものをいう。
2 次の事件を除く。
(1) 簡易送致事件
(2) (無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による業務上(重)過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件
(3) 移送・回付で終局した事件
(4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)
3 平成27年以降の数値は車両運転による過失致死傷事件を除く。
4 令和3年の数値は速報値である。

少年補償事件決定報告事例（令和3年度確定分）

番号	裁判所名	非行なしとなった保護事件	補償決定日	補償額(円)
1	静岡家裁浜松支部	横領	令和3年2月26日	370000
2	静岡家裁	詐欺	令和3年3月5日	147000
3	東京家裁	電子計算機使用詐欺	令和3年3月18日	0
4	東京家裁	児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	令和3年3月26日	0
5	大阪家裁堺支部	触法（軽犯罪法違反）	令和3年3月26日	0
6	大阪家裁	窃盗	令和3年4月12日	0
7	横浜家裁	触法（窃盗）	令和3年9月2日	0
8	大阪家裁堺支部	道路交通法違反	令和3年10月6日	0
9	那覇家裁	覚せい剤取締法違反	令和3年11月2日	0
10	広島家裁福山支部	脅迫	令和3年11月25日	88000
11	山形家裁米沢支部	犯罪による収益の移転防止に関する法律違反	令和3年12月8日	11000
12	福岡家裁	ぐ犯	令和3年12月10日	50000

(注)この一覧表は、令和3年1月1日から令和3年12月末日までに確定した少年補償事件につき、令和4年2月1日までの報告に基づいて作成したものである。

医療観察処遇事件新受、既済及び未済人員（地裁）

	合計	平成 24年	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令和 元年	2	3
1 新受人員	18,476	1,711	1,816	1,898	1,940	1,815	1,915	1,820	1,806	1,850	1,905
(1) 入院・通院の申立て	3,379	360	395	358	324	356	365	295	298	318	310
(2) 退院・入院継続の申立て	14,135	1,265	1,334	1,434	1,514	1,368	1,432	1,432	1,403	1,448	1,505
(3) 処遇終了・通院期間延長の申立て	880	79	78	102	94	82	109	86	97	75	78
(4) 再入院等の申立て	82	7	9	4	8	9	9	7	8	9	12
2 終局人員	17,982	1,691	1,745	1,859	1,914	1,769	1,851	1,808	1,715	1,773	1,857
(1) 入院・通院の申立て	3,387	387	387	356	338	342	354	322	283	310	308
ア 入院決定	2,468	257	267	262	251	237	268	240	213	236	237
イ 通院決定	315	39	39	31	33	36	32	25	23	33	24
ウ 医療を行わない旨の決定	475	74	58	53	46	50	48	41	37	31	37
エ 却下決定（法40条1項）	96	11	14	9	6	14	5	11	9	8	9
オ 却下決定（法42条2項）	3	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-
カ 移送・その他	14	2	5	1	1	2	1	1	-	1	-
キ 取下げ	16	2	4	-	1	3	-	3	1	1	1
(2) 退院・入院継続の申立て	13,653	1,226	1,270	1,405	1,482	1,327	1,389	1,392	1,330	1,373	1,459
ア 入院継続確認等決定	10,993	955	1,036	1,139	1,141	1,054	1,121	1,093	1,095	1,150	1,209
イ 退院許可決定	2,023	189	166	203	257	210	208	243	183	172	192
ウ 医療終了決定	351	45	34	31	45	37	40	28	29	28	34
エ 却下決定	31	3	-	14	5	4	2	-	2	1	-
オ 移送・その他	219	28	33	17	26	18	18	20	19	20	20
カ 取下げ	36	6	1	1	8	4	-	8	2	2	4
(3) 処遇終了・通院期間延長の申立て	861	71	79	91	87	91	100	87	92	83	80
ア 通院期間延長等決定	185	18	26	22	20	14	16	15	21	17	16
イ 医療終了決定	655	49	51	66	65	75	84	71	71	64	59
ウ 却下決定	4	-	1	2	-	-	-	-	-	-	1
エ 移送・その他	11	3	1	1	2	-	-	1	-	1	2
オ 取下げ	6	1	-	-	-	2	-	-	-	1	2
(4) 再入院等の申立て	81	7	9	7	7	9	8	7	10	7	10
ア 入院決定	67	4	9	6	7	7	6	5	8	6	9
イ 申立棄却決定	12	2	-	1	-	2	2	2	1	1	1
ウ 医療終了決定	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
3 未済人員		250	273	280	271	285	317	277	318	346	349

- (注) 1 新受人員及び未済人員は延べ人員、終局人員は実人員である。
 2 新受人員は、回付による受理を除いたものである。
 3 複数の終局区分により終局した事件の人員は、より上方の終局区分に計上した。
 4 未済人員は、毎年12月31日現在のものである。
 5 令和3年の数値は、速報値である。

即決裁判手続の実施状況

平成24年から令和3年12月31日までの間に終局した事件のうち

即決裁判手続を実施した終局人員等は以下のとおりである。

年次	裁判所	区分		
		即決裁判手続の申立てのあつた人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定のあつた人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定が取り消された人員
平成24年	簡裁	157	156	1
	地裁	1,397	1,391	2
25	簡裁	84	84	-
	地裁	850	841	3
26	簡裁	56	56	-
	地裁	747	743	2
27	簡裁	22	22	-
	地裁	550	547	1
28	簡裁	17	17	-
	地裁	370	368	2
29	簡裁	69	69	-
	地裁	678	657	3
30	簡裁	33	33	1
	地裁	326	315	-
令和元年	簡裁	11	11	-
	地裁	92	90	-
2	簡裁	5	5	-
	地裁	165	163	1
3	簡裁	9	8	-
	地裁	139	137	-

(注) 1 実人員である。

2 令和3年の数値は、速報値である。

裁判所予算額及びその内訳

(単位:千円)

年度	国の予算額	裁判所予算額	国の予算に 対する割合 (%)	裁判所予算額内訳			
				人件費	裁判費	施設費	その他
平成25	92,611,539,328	298,878,286	0.323	244,182,286	20,913,444	15,858,426	17,924,130
平成26	95,882,302,829	311,058,216	0.324	259,907,991	19,694,506	14,039,106	17,416,613
平成27	96,341,950,970	313,097,396	0.325	262,817,897	19,274,476	14,039,433	16,965,590
平成28	96,721,841,054	315,300,114	0.326	264,803,867	19,124,553	14,604,687	16,767,007
平成29	97,454,709,410	317,702,810	0.326	266,609,844	18,917,371	15,871,546	16,304,049
平成30	97,712,769,411	321,210,516	0.329	270,577,447	19,050,740	15,392,321	16,190,008
令和元	101,457,093,570	325,574,308	0.321	271,072,241	19,764,433	17,480,346	17,257,288
令和2	102,657,971,326	326,624,181	0.318	272,429,613	19,716,454	17,024,474	17,453,640
令和3	106,609,707,875	325,367,912	0.305	273,321,100	20,250,432	14,624,474	17,171,906
令和4	107,596,424,558	322,813,550	0.300	269,821,456	19,574,076	14,556,658	18,861,360

裁判関係一覧表

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
民事調停委員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円
調停官	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円
専門委員	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,300円
労働審判員	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,300円
司法委員	日当 5,700円	日当 5,700円	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,730円
鑑定委員	日当 6,050円	日当 6,050円	日当 6,060円	日当 6,060円	日当 6,060円
国選弁護人	報酬 標準額(地裁) 85,100円 日当 4,080円	報酬 標準額(地裁) 85,100円 日当 4,080円	報酬 標準額(地裁) 85,100円 日当 4,110円	報酬 標準額(地裁) 85,100円 日当 4,110円	報酬 標準額(地裁) 85,100円 日当 4,110円
証人、参考人	日当 4,000円	日当 4,000円	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,025円
鑑定人、通訳訳人	報酬 単価の定めなし 日当 4,080円	報酬 単価の定めなし 日当 4,080円	報酬 単価の定めなし 日当 4,110円	報酬 単価の定めなし 日当 4,110円	報酬 単価の定めなし 日当 4,110円
精神保健審判員	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円
精神保健参与員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円
国選付添人	報酬 標準額(地裁) 110,700円 日当 4,080円	報酬 標準額(地裁) 110,700円 日当 4,080円	報酬 標準額(地裁) 110,700円 日当 4,110円	報酬 標準額(地裁) 110,700円 日当 4,110円	報酬 標準額(地裁) 110,700円 日当 4,110円
家事調停委員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円
参与員	日当 5,700円	日当 5,700円	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,730円
立会人	日当 5,390円	日当 5,390円	日当 5,400円	日当 5,400円	日当 5,400円
検察審査員	日当(閲与者) 5,920円 日当(不閲与者) 4,000円	日当(閲与者) 5,920円 日当(不閲与者) 4,000円	日当(閲与者) 5,960円 日当(不閲与者) 4,025円	日当(閲与者) 5,960円 日当(不閲与者) 4,025円	日当(閲与者) 5,960円 日当(不閲与者) 4,025円
補充員	日当 4,080円	日当 4,080円	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,110円
証人	日当 4,000円	日当 4,000円	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,025円
専門的助言者	日当 4,080円	日当 4,080円	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,110円
裁判員 補充裁判員	日当 10,000円	日当 10,000円	日当 10,050円	日当 10,050円	日当 10,050円
選任予定裁判員 裁判員候補者	日当 5,200円	日当 5,200円	日当 5,230円	日当 5,230円	日当 5,230円
審査補助員	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円
指定弁護士	報酬 1,682,711円	報酬 1,682,711円	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円

電算機処理に係る裁判事務及び司法行政事務の概要、ネットワーク化の進展状況と関連予算

1 裁判事務

裁判事務における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、これらの令和4年度の予算総額は、約1,101百万円となっている。

(1) 裁判事務処理システム

民事及び刑事裁判手続並びに家事手続全般についてシステム化し、事件情報の共有による事務処理及び事件進行管理の合理化や効率化を図るものである。旧裁判事務処理システムは、民事事件を対象とする部分については平成12年度から、刑事事件を対象とする部分については平成13年度から順次、地方裁判所に導入してきたが、平成17年度から、システムの構造や外部システムとの連携の在り方について、抜本的に見直した上で新システムの開発を行った。民事事件を対象とする部分については、平成19年度にシステム試験等を経て運用を開始し、平成26年度から平成27年度にかけて家事事件についても利用できるよう改修及び導入展開を行い、現在は高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所全庁において運用中である。他方、刑事事件を対象とする部分については、平成22年度にシステム試験等を経て運用を開始し、現在は地方裁判所全庁において運用中である。

(2) 民事執行事件処理システム

不動産等執行事件の各種データをシステム上で管理することにより、事件検索、物件検索、進行管理、各種帳票作成等を行い、不動産等執行事件の事務処理全般について、効率化、迅速化を図るものである。旧システムは平成14年度から全国で導入、運用していたが、セキュリティ強化や職員負担の軽減を図るために、センターサーバ方式の新システムを平成25年度から平成26年度にかけて開発した。新システムへの移行は平成27年度から順次行われ、平成28年度に完了し、現在全国で運用中である。

(3) 裁判員候補者名簿管理システム

全国60か所の裁判員裁判取扱庁で利用することを目的として開発したシステムで、裁判員候補者名簿を調製、管理したり、裁判員をくじで選任するなど、裁判員等の選任手続管理業務を効率的に処理するための機能が実装されている。平成21年1月から本格稼動した。

(4) 裁判統計データ処理システム

下級裁判所における統計報告から最高裁判所におけるデータの集約・管理等の統計業務全般をシステム化することで国民への正確な統計データの迅速かつ円滑な提供を図るものである。

(5) 裁判事務支援システム

少年事件、簡易裁判所の民事事件、督促事件並びに高等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件の各種データをセキュリティの確保されたシステム上で管理し、事件検索、当事者検索、期日検索等の機能を共通して利用することにより、これら事件の事務処理全般について効率化、迅速化を図るものである。少年事件に相当する部分については平成30年度に開発を、翌令和元年度に導入を完了し、簡易裁判所の民事事件及び督促事件、高

等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件に相当する部分については令和元年度に開発を、翌令和2年度から令和3年度にかけて導入を完了し、いずれも全国で運用中である。

(6) 裁判手続のデジタル化

ア 民事訴訟手続のデジタル化

内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」の平成30年3月30日付け報告書の内容等も踏まえて、民事訴訟手続のデジタル化の取組を進めており、令和2年2月から順次、民間のクラウドサービスを利用して、ウェブ会議等のツールを活用した争点整理の運用を進めているものである。同年12月までに全ての地方裁判所本庁で同運用を開始し、地方裁判所の支部においても令和4年2月に島しょ部の8地裁支部で同運用を開始し、同年7月までに全ての地方裁判所の支部で同運用が開始される予定である。その後は、これらの運用状況を踏まえて、高等裁判所など対象庁を順次拡大する予定である。また、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints（ミンツ）」）を開発し、関連する最高裁判所規則を制定した。まずは、甲府地方裁判所本庁及び大津地方裁判所本庁において、令和4年5月頃から本格運用を開始（令和4年2月から試行運用開始）する予定である。

イ 刑事手続のデジタル化

令和3年3月、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が法務省に立ち上げられ、刑事手続について情報通信技術を活用する方策に関する検討が開始された。その検討結果は令和3年度内を目途に取りまとめられる見込みである。こうした政府における検討のスピード感に対応するため、最高裁判所においても、書類の電子データ化、電子データ発受のオンライン化、非対面・遠隔化の活用による刑事手続のデジタル化に向けた検討を進めている。

ウ 家事事件手続等のデジタル化

家事事件手続等では、当事者の出頭負担軽減やDV事案等における加害者との接触回避による安心・安全な手続の実現等の要請があることから、令和3年度から、民間のクラウドサービスを利用して、ウェブ会議のツールを活用した家事調停期日の運用を進めている。同年12月から、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家裁においてその運用を開始しており、今後も、対象庁を他の家庭裁判所に順次拡大する予定である。

2 司法行政事務等

司法行政事務等における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、これらの令和4年度の予算総額は、約4百万円となっている。

・ 檢察審査員候補者名簿管理システム

検察審査員候補者の各種データをシステム上で管理することにより、名簿管理、資格審査、選定、各種帳票作成等、検察審査員等の選定事務処理について効率化、迅速化するものであり、平成20年度に全国の地方裁判所本庁所在地の検察審査会事務局（複数あるときは第一）及び裁判員裁判取扱支部所在地の検察審査会事務局に導入し、運用中である。

3 ネットワーク化

ネットワーク化の進展状況は、以下のとおりであり、令和4年度の予算総額は、約4,609百万円となっている。

(1) 司法情報通信システム

全国に組織機構を展開する裁判所において、各種裁判情報の共有、司法行政事務の効率化を図るための裁判所間の情報通信ネットワーク基盤である。裁判所内にLANを構築するとともに、全国の裁判所に設置した通信端末を通信回線により接続し、電子メールの利用や最高裁判所の各種データベースへのアクセスを可能とするほか、保管金事務処理システム等の電算機処理システムの通信基盤となっている。

(2) 外部通信ネットワーク

裁判所の情報システムが保有する情報には、高度な秘匿性が求められるものが含まれており、その情報が漏えいするといったセキュリティ上のリスクを回避するため、裁判所が保有する重要な情報を取り扱うネットワークとインターネットを閲覧できる環境とを論理的に分離する目的で、インターネットセキュリティサービスを利用している。

(3) 最高裁判所汎用受付等システム

財務省会計センターの歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）との連携基盤として機能しているシステムであるが、裁判所の督促手続オンラインシステムや保管金事務処理システムとREPSとの電子納付情報等のやり取りを中継し、督促手続オンラインシステムを利用した申立てに係る手数料等の電子納付や裁判所における保管金の電子納付を実現している。

(4) 保管金事務処理システム

REPS等と連携して、裁判所が取り扱う保管金の電子処理を可能にするシステムである。事件当事者等の利便性の大幅な向上と、事務処理の迅速化及び効率化を図るものであり、これまでに全ての裁判所に導入し、運用を行っている。

(5) 督促手続オンラインシステム

簡易裁判所に対し書面で申し立てられている支払督促事件のうち、定型的な処理が可能なものについてインターネットを利用した申立てを可能とし、手続全体をオンライン化し、申立て人の利用の便を図るとともに、裁判所の業務を集中的に処理するシステムである。平成18年度から本格稼動を開始し、平成22年11月に全国での利用が可能となった。

年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳

予算額とその内訳 (単位:百万円)

※ いずれも当初予算額

1 裁判員等の日当・旅費

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1,940	1,695	1,037	806	772	745	668	665	660	643	639

2 その他裁判員制度施行準備・運営経費

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1,698	1,537	1,033	871	1,033	938	932	1,049	1,004	1,190	947

(主な経費)

H24	広報経費	73
	インターネット関連広報経費	55
	広報用ツール経費	17
	各種説明会等経費	2
	コールセンター業務委託費	98
	裁判員候補者通知発送委託費	82
	アンケート等選任手続検証経費	38
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	248
	裁判員量刑検索データ整備経費	76
	音声認識システム整備経費	205
	法廷等IT機器整備等経費	307
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	9
H25	広報経費	51
	インターネット関連広報経費	36
	広報用ツール経費	14
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	67
	裁判員候補者通知発送委託費	74
	アンケート等選任手続検証経費	26
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	153
	裁判員量刑検索データ整備経費	26
	音声認識システム整備経費	312
	法廷等IT機器整備等経費	307
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	9
H26	広報経費	29
	インターネット関連広報経費	18
	広報用ツール経費	11
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	47
	裁判員候補者通知発送委託費	59
	アンケート等選任手続検証経費	17
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	141
	裁判員量刑検索データ整備経費	19
	音声認識システム整備経費	159
	法廷等IT機器整備等経費	223
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	8
H27	広報経費	23
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	9
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	40
	裁判員候補者通知発送委託費	51
	アンケート等選任手続検証経費	10
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	140
	裁判員量刑検索データ整備経費	18
	音声認識システム整備経費	110
	法廷等IT機器整備等経費	218
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
H28	広報経費	22
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	7
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	39
	裁判員候補者通知発送委託費	41
	アンケート等選任手続検証経費	8
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	357
	裁判員量刑検索データ整備経費	16
	音声認識システム整備経費	102
	法廷等IT機器整備等経費	209
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
H29	広報経費	22
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	7
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	41
	裁判員候補者通知発送委託費	38
	アンケート等選任手続検証経費	8
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	162
	裁判員量刑検索データ整備経費	142
	音声認識システム整備経費	102
	法廷等IT機器整備等経費	209
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4

H30	
広報経費	20
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	26
裁判員候補者通知発送委託費	38
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	157
裁判員量刑検索データ整備経費	42
音声認識システム整備経費	240
法廷等IT機器整備等経費	187
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
R1	
広報経費	69
インターネット関連広報経費	54
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	10
コールセンター業務委託費	26
裁判員候補者通知発送委託費	39
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	174
裁判員量刑検索データ整備経費	11
音声認識システム整備経費	230
法廷等IT機器整備等経費	266
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2
R2	
広報経費	17
インターネット関連広報経費	7
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	6
コールセンター業務委託費	25
裁判員候補者通知発送委託費	48
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	277
裁判員量刑検索データ整備経費	28
音声認識システム整備経費	91
法廷等IT機器整備等経費	291
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2
R3	
広報経費	15
インターネット関連広報経費	7
広報用ツール経費	3
各種説明会等経費	6
コールセンター業務委託費	21
裁判員候補者通知発送委託費	60
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	448
裁判員量刑検索データ整備経費	37
音声認識システム整備経費	92
法廷等IT機器整備等経費	296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2
R4	
広報経費	11
インターネット関連広報経費	7
広報用ツール経費	1
各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費	21
裁判員候補者通知発送委託費	52
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	248
裁判員量刑検索データ整備経費	14
音声認識システム整備経費	92
法廷等IT機器整備等経費	296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2

年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳

執行額とその内訳 (単位:百万円)

※ 他の経費と合わせて執行しているため支出額の算出が困難なものを除く

1 裁判員等日当旅費

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
821	744	697	707	630	625	635	562	585

2 その他裁判員制度実行準備・運営経費

(主な経費)

H24	
広報経費	48
インターネット関連広報経費	40
広報用ツール経費	7
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	32
裁判員候補者通知発送委託費	27
アンケート等選任手続検証経費	8
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	185
裁判員量刑検索データ整備経費	55
音声認識システム整備経費	203
法廷等IT機器整備等経費	256
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H25	
広報経費	43
インターネット関連広報経費	36
広報用ツール経費	7
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	21
裁判員候補者通知発送委託費	24
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	122
裁判員量刑検索データ整備経費	9
音声認識システム整備経費	307
法廷等IT機器整備等経費	195
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H26	
広報経費	28
インターネット関連広報経費	21
広報用ツール経費	7
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	25
裁判員候補者通知発送委託費	24
アンケート等選任手続検証経費	4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	120
裁判員量刑検索データ整備経費	13
音声認識システム整備経費	142
法廷等IT機器整備等経費	223
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H27	
広報経費	23
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	8
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	23
裁判員候補者通知発送委託費	25
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	131
裁判員量刑検索データ整備経費	12
音声認識システム整備経費	110
法廷等IT機器整備等経費	215
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H28	
広報経費	20
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	23
裁判員候補者通知発送委託費	33
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	354
裁判員量刑検索データ整備経費	13
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	212
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H29	
広報経費	19
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	4
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	20
裁判員候補者通知発送委託費	34
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	167
裁判員量刑検索データ整備経費	82
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	209
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1

H30	
広報経費	20
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	19
裁判員候補者通知発送委託費	48
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	161
裁判員量刑検索データ整備経費	29
音声認識システム整備経費	246
法廷等IT機器整備等経費	179
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
R1	
広報経費	47
インターネット関連広報経費	40
広報用ツール経費	4
各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費	16
裁判員候補者通知発送委託費	52
アンケート等選任手続検証経費	4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	181
裁判員量刑検索データ整備経費	9
音声認識システム整備経費	166
法廷等IT機器整備等経費	142
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
R2	
広報経費	14
インターネット関連広報経費	7
広報用ツール経費	3
各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費	16
裁判員候補者通知発送委託費	45
アンケート等選任手続検証経費	4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	278
裁判員量刑検索データ整備経費	13
音声認識システム整備経費	92
法廷等IT機器整備等経費	296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1

109. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和4年1月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。	一部措置済み（令和3年）	裁判所としては、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不斷に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまででも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであります。令和3年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。	検討中	裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。
三 令和二年四月十六日の当委員会における附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方	検討中	裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努め

について、更なる削減等も含め検討していくこと。			るとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中		法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。			
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。	一部措置済み (令和3年)		裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙序を中心 に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。

○少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年5月20日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 十八歳及び十九歳の者は、類型的に成長発達途上にあって可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。	措置済み（令和3年）	各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法成立に至る経緯やその趣旨、本法の規定内容等を詳細に説明した立法担当者による解説を提供し周知した。
二 現行の原則逆送対象事件については、家庭裁判所が、犯情及び要保護性に関する様々な事情について十分な調査を行った上、これにより判明した事実を考慮して、検察官に送致するかどうかの決定を行っていることを踏まえ、新たに原則逆送の対象となる罪の事件には様々な犯情のものがあることに鑑み、家庭裁判所が同決定をするに当たっては、きめ細かな調査及び適正な事実認定に基づき、犯情の軽重及び要保護性を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。	措置済み（令和3年）	各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法成立に至る経緯やその趣旨、本法の規定内容等を詳細に説明した立法担当者による解説を提供し周知した。
三 十八歳及び十九歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。		
四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。		

<p>五 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。また、インターネットを悪用した人権侵害対策への取組を推進すること。</p>	<p>措置済み（令和3年）</p>	<p>(第一文について) 各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知とともに、改正法成立に至る経緯やその趣旨、本法の規定内容等を詳細に説明した立法担当者による解説を提供し周知した。</p>
<p>六 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。</p>	<p>措置済み（令和3年）</p>	<p>各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知とともに、改正法成立に至る経緯やその趣旨、本法の規定内容等を詳細に説明した立法担当者による解説を提供し周知した。</p>
<p>七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。</p>		
<p>八 可塑性を有することなどの特定少年の特性を踏まえ、検察官送致決定がされた事件において、特定少年に対する被疑者取調べが適正に行われるよう、必要な検討を行うこと。</p>		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組んだ上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。</p>	<p>一部措置済み（令和2年、令和3年）</p>	<p>これまでも、裁判所としては、裁判官や弁護士との意見交換等の機会を捉えて実情把握に努めつつ、争点中心型の審理の実践や多角的な検討が可能となる合議体による審理の充実・活用のための方策等につき裁判官による協議会等において協議を行うとともに、金融・経済、医療、建築、IT等の専門分野について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきた。また、裁判所は、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不斷に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和3年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。</p>
<p>二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。</p>	<p>一部措置済み（令和3年）</p>	<p>裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予</p>

<p>三 最高裁判所においては、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。</p>	<p>検討中</p>	<p>定である。</p> <p>裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。</p>
<p>四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。</p>
<p>六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和2年、令和3年)</p>	<p>裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙庁を中心に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。</p>

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。</p>		
<p>1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和元年度、令和2年度、令和3年度)</p>	<p>子の心身に有害な影響を及ぼさないように執行するため、執行補助者又は立会人として児童心理学の専門家の関与を得ることや、事前の打合せ等が重要であることについて、担当者による事務打合せ等において確認したほか、執行官向けの執務資料でも更なる周知を図った。また、専門家の関与についての実情調査を引き続き行い、運用状況を把握した上、その結果を全国の裁判所に周知した。</p> <p>執行官に対する研修も引き続き実施する予定である。</p>
<p>2 執行裁判所や執行官の責務として、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮する義務規定を設けた趣旨を踏まえ、子の引渡しを実現するに当たり、執行補助者として児童心理学の専門家等を積極的に活用できるようにするため、当該専門家等の確保の方策を講じるよう努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和元年度、令和2年度、令和3年度)</p>	<p>これまで日本臨床心理士会、日本臨床発達心理士会及び家庭問題情報センター（F P I C）から子の引渡しに関与することができる者の名簿の提出を受け、これを各地方裁判所に提供してきたところ、標記法律の公布を受け、最高裁事務総局において各専門家団体を訪問し、会員に対する当該法律の趣旨の周知、更なる名簿の充実や、執行現場が遠方である場合の関与について依頼した。また、F P I C及び日本臨床心理士会が、会員向けに、子の引渡しの強制執行の手引を作成するに当たり、制度に関する必要な情報提供を行った。</p>
<p>3 執行官に女性がいない現状を踏まえ、女性の登用の在り方などを検討とともに、執行補助機関である執行官の負担が増大することを考慮し、執行官の適正な職務の環境整備や個々の執行官の質の更なる向上を図るための研修の充実など執行官制度の基盤の更なる整備を行うよう努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和元年度、令和2年度、令和3年度)</p>	<p>執行官採用選考の受験案内文書のほか、ウェブサイト上の試験案内の記事、外部団体への受験案内文書送付時のメール等において、執行官採用選考は男女不問で実施する旨を明記して広報した結果、女性の受験者数について増加傾向が見られる。</p> <p>また、経済情勢の変動、近年の執行官の事務の困難性や負</p>

		<p>担の増大を考慮し、執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正し、手数料の増額や個別加算の仕組みを設けた。執行官の研修については、上記1記載のとおり。</p>
<p>四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。</p> <p>1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和元年度、令和2年度、令和3年度)</p>	<p>標記法律の公布を受け、民事執行規則等の一部を改正する規則を制定し、手続教示は書面で行い、当該書面には範囲変更の申立てに係る手続の内容を記載する旨の規定を設けた。その上で、最高裁事務総局において、差押手続の概要（差押命令の効力等）、範囲変更の申立てをする裁判所、申立てをすべき時期、申立ての方法（申立てと併せて提出する資料等）、認容された場合の効果、裁判所又は弁護士に問合せができる旨等を記載した手続教示書面案を作成し、全国の地方裁判所で活用できるようにしており、その利用状況とともに、各庁の取組みについても調査し、その結果を全国の裁判所に周知した。</p>

※ 太枠の中を記入してください。

※ 処理済みの欄には、措置済み、一部措置済み、検討中、未着手の中から、調査時点における状況を選択して記入してください。

措置済み、一部措置済みの場合は、措置をした年も記載してください。

※ 他府省所管事項の場合は、所管府省を速やかにご連絡ください。

令和4年2月17日

最高裁判所事務総局

第74期司法修習が終了していないため、資料番号5及び6については作成できず、資料番号7の令和3年度分及び資料番号9の令和2年度分については、更新できない。

第74期司法修習終了日は、令和4年4月20日以降を予定している。